

官報

平成二十一年三月四日

○第七十一回 参議院會議録第十号

平成二十一年三月四日(水曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十号

平成二十一年三月四日

午前十時開議

第一 平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第三 平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名発議)

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(江田五月君) これより會議を開きます。

日程第一 平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第三 平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(直嶋正行君外十二名発議)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。財政金融委員長岡より子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(岡より子君登壇、拍手)

○岡より子君 たいいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、政府提出の平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から四兆一千五百八十億円を限り、一般会計

計に繰り入れる特例措置を定めようとするものであります。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講じようとするものであります。

次に、民主党・新緑風会・国民新・日本及び社会民主党・護憲連合の二会派共同提出の平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から二兆一千八百八十五億円を限り、一般会計に繰り入れる特例措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、内閣総理大臣、関係大臣及び発議者に対し、定額給付金の意義と妥当性、定額給付金の経済効果、自治体が行った定額給付金事業の準備行為を補助金の対象とすることの是非、銀行等保有株式取得機構による株式買取りを再開する理由、

持ち合い株以外の資産買取りを検討する必要性等について質疑を行いました。その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会・国民新・日本を代表して大久保勉理事より、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案に反対、銀行等株式保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特別法及び対策実施制限法案に賛成、自由民主党及び公明党を代表して荒木清寛委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案及び銀行等株式保有制限法改正案に賛成、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特別法及び対策実施制限法案に反対、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案及び銀行等株式保有制限法改正案に反対、二会派共同提出の平成二十年度財政運営特別法及び対策実施制限法案に賛成する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、政府提出の平成二十年度財政運営特別法案は賛成少数により否決すべきものとし、銀行等株式保有制限法改正案及び二会派共同提出の平成二十年度財政運営特別法及び対策実施制限法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、銀行等株式保有制限法改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(江田五月君) たいいま委員長報告がありました議案のうち、平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律案に対し、討論の通告がございま

す。発言を許します。水戸将史君。

〔水戸将史君登壇、拍手〕

○水戸将史君 民主党・新緑風会・国民新・日本の水戸将史です。

ただいま議題になりました平成二十年度第二次補正予算関連法案の政府・与党案に反対の立場から会派を代表して討論を行います。

国民の七割から八割が反対している定額給付金が天下の大愚策であることは今更申し上げるまでもないことですが、ここで改めてその問題点を指摘します。

そもそも国民の血税を使うならば、当然、知恵を絞って、今の日本にとって最も必要なところに効果的に使うというのが政府の役割です。今回の定額給付金は、それを何の工夫もなく、ただ選挙の票欲しさにばらまこうと言われても仕方ないものでありました。まさしく政府の怠慢以外の何物でもありません。

何よりこの定額給付金の政策として最も大きな欠点は、その目的が景気刺激策なのか、それとも生活が苦しい人々への支援策なのか極めてあいまいで、なおかつ、なぜこの時期にこれを導入しなければならないのか、今もってはっきりしないということであります。

さきの財政金融委員会でも、与謝野大臣自らが、受け取った人が使うか使わないかは個人の領域の問題であると発言されました。つまり、定額給付金は使っても使わなくてもよいという公式的な見解でありまして、一体何のために、だれのために施策を遂行するのかということをお大臣自らが認識していないという印象でした。

定額給付金の議論をする際には、しばしばその

前例として地域振興券が挙げられます。この地域振興券による経済効果は、当時の三月から六月までの四か月間の消費を三二％分新たに喚起し、全体でGDPを〇・一％程度押し上げたことあります。そして、今回、政府の言う定額給付金の数量的効果は、この地域振興券の経験を基に試算した場合、GDPを〇・一二ないしは〇・一五ポイント押し上げる効果が期待されるとのことです。

ところが、その基本となるデータは、当時の経済企画庁が行った一回きりのアンケート調査を引用したにすぎず、当時のマスコミの世論調査やその後の内閣府調査などを含めて総合的に勘案すれば、前回にも増して、今回の定額給付金はとても胸を張って効果が見込めるとは言えません。それをいとも簡単に、たつた一度の調査結果だけですべてを結論付け、耳触りの良い言葉遊びをする政府の態度、方針に大いなる危惧を覚えるのは私だけではありませんか。

麻生総理は定額給付金を年度内に支給すると何度も明言してきましたが、総務省は、先週の段階で、支給が始められる自治体はわずか二二％程度ということを明らかにしました。

御案内のとおり、我が党は、昨年十一月の時点で、早急に第二次補正予算案を臨時国会に提示し、速やかに雇用や不況対策のため審議を始めるよう求めてまいりました。しかし、日本経済に対する危機意識のなさから、政府の方で年内の提出を見送った経過があります。

しかも、定額給付金を支給するか否か、またその支給方法についても自治体へ丸投げする形で制度設計を行ったため、ただでさえ年度末の繁忙期に過重な負担を押し付けられた自治体の困惑ぶり

は察するに余りあります。

前述したとおり、効果に基いた疑問が持たれている政策を、自治体をこんな大変な目に遭わせ、なおそれに要する経費八百二十五億円の税金を上乗せしてまで実施しなければならないものなのでしょうか。

その上、本法律案の主務大臣は財務大臣であります。去る二月十四日のG7後に中川大臣がもうろう会見を行い、全世界に醜態をさらし、辞任、交代するといった不祥事がございました。私自身、国会議員というより日本国民として、大臣のこの一連の振る舞いに対しては、憤慨をはるかに通り越し、非常に物悲しい思いに浸らざるを得ませんでした。

すなわち、昨年十一月以降、この大臣交代に至るまで、今回の審議停滞の元凶は政府そのものであり、政策を主導し、かつ財務大臣の任命権者である総理の責任は免れることはできません。

さらに、来年度税制改正関連法案では、消費税増税への道筋を二段階に分けて附則に書き入れました。この過程でも相変わらず麻生総理の迷走ぶりが目立ちましたが、それはさておき、総理御自身、消費税増税への姿勢が明らかになりました。

定額給付金で二兆円を国民に大盤振る舞いした後、消費税でかすめ取ることが透けて見えるようでは、国民全体、どうして定額給付金を気持ちよく消費に回すことができるんでありましか。こんなちぐはぐな政策で国民をごまかすのはいいかげんにしてもらいたいことを強く指摘しておきます。

今回の一連の議論の中で私が最も腑に落ちなかったことは、当初より麻生総理始め何人かの閣僚が、この定額給付金を受け取るか否かについて態度を明らかにしなかったことでした。自分が受け取るかどうか言えないものを他人には勧めるといふ不誠実な態度は、総理に対する不信感を一層増幅させる要因となったのです。

それが、一昨日、麻生総理は、自民党幹事長名で党所属国会議員に受取を指示すると聞くや否や、やむなくもうとうと声明されました。矜持の問題としたのもどこへやら、もうことがさかしいという気持ちもかたに吹き飛び、素知らぬ顔で受け取ることになるでしょう。

しかし、総理御自身、所得制限を設けるかどうかでぶれ、国会議員が受け取るかどうかで右往左往し、さらに自分が受け取るかどうかでもこう迷走することからすれば、総理の本心の片隅にこの給付金をもらうことについて後ろめたさを感じていらつしやるのではないのでしょうか。

改めて、総理及び与謝野大臣の良心に問いたい。今ならまだ間に合います。かの小泉元総理でさえも三分の二まで使って再可決するほどのテーマかと指摘しておりますが、まさしくそのとおりであります。私たちの反対意見を謙虚に受け止めて、英断をもって今回の定額給付金を取り下げてもらいたい。どうせ二転三転をすれば、そこまでダイナミックに方向転換することを国民の大多数が望んでいるはずで

先週、来年度予算案の今年度内成立が確定しました。私たちはあくまでもこの第二次補正の関連法案に反対ですが、与党は衆議院で三分の二の多数をもって再可決をして、これを成立させる構えだと聞いております。もしそうだとすれば、本日

中にも今国会での政府が言う懸案事項はすべて終了することになり、そうなるに総理のすべきことはたった一つ、一刻も早く衆議院を解散することしか残っていません。

小泉政権の後、安倍、福田、麻生と、総選挙の洗礼を受けていない三人の総理大臣によって政権がたらい回しにされてきました。とりわけ、麻生政権になって以降、世界的な経済危機が起こり、日本でも失業者が急増し、国内総生産も年率換算で一二・七％も落ちるなど、国民生活は日に日に深刻さを増しています。

こうした中で、麻生総理は一体何をされてきたのでしょうか。有効な対策を何一つ実施できないまま、数々の失言を繰り返して、むやみいたずらに総理のいすにしがみついて、ついに各世論調査の内閣支持率は一〇％前後に落ち込んでしまいました。国民に信頼されていないこのような状況で今後総理に何ができるのでありましょうか。

総辞職も一つの選択肢ですが、その後、またもや自民党内で総裁選を行い、政権をたらい回しするのは到底国民が許すところではありません。これは、総理自らが直接国民に信を問うか、さもなくば憲政の常道に従って野党に政権を渡し、その政権の下で一刻も早く総選挙を実施するしかないのであります。

以上、強く申し上げ、私の反対討論を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)
○議長(江田五月君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(江田五月君) これより採決をいたします。

まず、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十

賛成

百七

反対

百三十三

よって、本案は否決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十四

賛成 二百二十

反対 十四

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) 次に、平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(江田五月君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(江田五月君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百四十

賛成

百三十三

反対

百七

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(江田五月君) これにて休憩いたします。午前十一時二十二分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長 江田 五月君
副議長 山東 昭子君

山下 芳生君	風間 直樹君
舟山 康江君	植松恵美子君
紙 智子君	川崎 稔君
大島九州男君	水戸 将史君
仁比 聡平君	松野 信夫君
青木 愛君	藤谷 光信君
加賀谷 健君	井上 哲士君
大門実紀史君	津田弥太郎君
犬塚 直史君	藤本 祐司君
足立 信也君	那谷屋正義君
市田 忠義君	小池 晃君
岩本 司君	榛葉賀津也君
藤田 幸久君	元亨 マルタイ君
佐藤 公治君	中村 哲治君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
木俣 佳丈君	一川 保夫君
増子 輝彦君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君
石井 一君	田名部匡省君
大石 正光君	前田 武志君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
佐藤 泰介君	柳田 稔君
北澤 俊美君	峰崎 直樹君
中谷 智司君	松浦 大悟君
平山 幸司君	梅村 聡君
友近 聡朗君	徳永 久志君
川合 孝典君	米長 晴信君

牧山ひろえ君	金子 惠美君	室井 邦彦君	川上 義博君	衛藤 晟一君	脇 雅史君	国务大臣
行田 邦子君	相原久美子君	長谷川憲正君	丸山 和也君	鈴木 政二君	世耕 弘成君	財務大臣
藤原 良信君	大河原雅子君	長谷川大紋君	島尻安伊子君	松村 龍二君	伊達 忠一君	(内閣府特命担当大臣(金融))
谷岡 郁子君	田中 康夫君	鈴木 陽悦君	加藤 敏幸君	吉田 博美君	青木 幹雄君	与謝野 馨君
武内 則男君	白 眞勲君	主濱 了君	松岡 徹君	泉 信也君	溝手 顕正君	
大久保 勉君	前川 清成君	自見庄三郎君	中川 義雄君	吉村剛太郎君	尾辻 秀久君	
島田智哉子君	尾立 源幸君	岸 宏一君	加治屋義人君	佐藤 昭郎君	矢野 哲朗君	
藤末 健三君	富岡由紀夫君	森 ゆうこ君	大塚 耕平君	浅野 勝人君	南野知恵子君	
蓮 舩君	大石 尚子君	松井 孝治君	鈴木 寛君	浮島とも子君	谷合 正明君	
下田 敦子君	今野 東君	亀井 郁夫君	木村 仁君	山内 徳信君	森 まさこ君	
水岡 俊一君	芝 博一君	林 芳正君	山本 一太君	西田 実仁君	山本 博司君	
小林 正夫君	柳澤 光美君	工藤堅太郎君	高嶋 良充君	近藤 正道君	佐藤 正久君	
喜納 昌吉君	神本美恵子君	小川 敏夫君	郡司 彰君	古川 俊治君	鰐淵 洋子君	
藤原 正司君	山根 隆治君	櫻井 充君	藤井 孝男君	浜田 昌良君	又市 征治君	
小川 勝也君	池口 修次君	若林 正俊君	松田 岩夫君	川口 順子君	二之湯 智君	
福山 哲郎君	平野 達男君	松村 祥史君	野村 哲郎君	河合 常則君	山本 香苗君	
辻 泰弘君	円 より子君	末松 信介君	中村 博彦君	澤 雄二君	淵上 貞雄君	
直嶋 正行君	長浜 博行君	岡田 直樹君	岸 信夫君	福島みずほ君	愛知 治郎君	
家西 悟君	西岡 武夫君	義家 弘介君	塚田 一郎君	岡田 広君	田村耕太郎君	
築瀬 進君	奥石 東君	丸川 珠代君	佐藤 信秋君	有村 治子君	魚住裕一郎君	
平田 健二君	山下八洲夫君	磯崎 陽輔君	石井みどり君	渡辺 孝男君	加藤 修一君	
広中和歌子君	吉川 沙織君	石井 準一君	西田 昌司君	松 あきら君	橋本 聖子君	
外山 斎君	川田 龍平君	牧野たかお君	関口 昌一君	岩永 浩美君	市川 一朗君	
松下 新平君	大江 康弘君	山本 順三君	小池 正勝君	谷川 秀善君	風間 昶君	
大久保潔重君	森田 高君	坂本由紀子君	神取 忍君	荒木 清寛君	山下 栄一君	
田中 直紀君	糸数 慶子君	荻原 健司君	中川 雅治君	弘友 和夫君	中曾根弘文君	
渡辺 秀央君	荒井 広幸君	小泉 昭男君	山谷えり子君	舩添 要一君	鴻池 祥肇君	
姫井由美子君	轟木 利治君	鶴保 庸介君	西島 英利君	加納 時男君	山内 俊夫君	
横峯 良郎君	亀井亜紀子君	椎名 一保君	秋元 司君	木庭健太郎君	白浜 一良君	
山田 俊男君	中山 恭子君	北川イツセイ君	水落 敏栄君	草川 昭三君	山口那津男君	
林 久美子君	広田 一君	松山 政司君	岩城 光英君	浜四津敏子君		

議長の報告事項
去る二月二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任
藤原 良信君
補欠
川上 義博君

総務委員
辞任
大島九州男君
補欠
水戸 将史君

財政金融委員
辞任
川上 義博君
補欠
藤原 良信君

行政監視委員
辞任
石井 準一君
補欠
丸川 珠代君

議院運営委員
辞任
山本 香苗君
補欠
魚住裕一郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
特定肝炎対策緊急措置法案(藤村修君外六名提出)(衆第三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第百四条に関する質問主意書(峰崎直樹君提出)(第五五号)

食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第五六号)

諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第五七号)

同一価値労働同一報酬に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第五八号)

男性の育児休業取得推進に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第五九号)

学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第六〇号)

教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第六一号)

中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第六二号)

国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問主意書(糸数慶子君提出)(第六三号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。
第二次軍転特措法に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六四号)

高速自動車国道東九州自動車道に関する質問主意書(松野信夫君提出)(第六九号)

国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問主意書(井上哲士君提出)(第五〇号)

外国人労働者の緊急総合支援(雇用、住宅、帰国、教育、情報提供)に関する質問主意書(近藤正道君提出)(第五一号)

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書(藤田幸久君提出)(第五二号)

かんばの宿等の売却に関する第三回質問主意書(川上義博君提出)(第五三号)

同日本院は、総合科学技術会議議員に青木玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、公正取引委員会委員に濱田道代君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、預金保険機構監事に飯田小夜子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、日本放送協会経営委員会委員に石島辰太郎君、勝又英子君及び安田喜憲君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に遠藤久夫君及び白石小百合君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、運輸審議会委員に保田眞紀子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

同日本院は、人事官に千野境子君を任命することに同意しない旨内閣に通知した。

同日本院は、再就職等監視委員会委員長に奥田志郎君を、同委員に石井妙子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君及び森田朗君を任命することに同意しない旨内閣に通知した。

同日本院は、中央社会保険医療協議会委員に前田雅英君を任命することに同意しない旨内閣に通知した。

去る二月二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

川上 義博君

藤原 良信君

補欠

総務委員

水戸 将史君

大島九州男君

補欠

財政金融委員

大島九州男君

水戸 将史君

補欠

決算委員

行田 邦子君

水戸 将史君

補欠

行政監視委員

武内 則男君

梅村 聡君

補欠

水戸 将史君

行田 邦子君

補欠

丸川 珠代君

石井 準一君

山本 香苗君

魚住裕一郎君

山本 香苗君

補欠

議院運営委員

石井 準一君

丸川 珠代君

補欠

山本 香苗君

魚住裕一郎君

補欠

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

木俣 佳文君

大島九州男君

補欠

長浜 博行君

室井 邦彦君

補欠

広中和歌子君

高橋 千秋君

補欠

国民生活・経済に関する調査会委員

川崎 稔君

植松恵美子君

補欠

同日内閣から次の議案が提出された。
特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第三五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)

領事関係に関する日本国と中華人民共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)

社会保険に関する日本国とスペインとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

社会保険に関する日本国とイタリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第六号)

経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第七号)

投資の促進、保護及び自由化に関する日本国とペルー共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号) 農地法等の一部を改正する法律案(閣法第三二号) 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(閣法第三十三号) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三十四号) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 最低賃金法と公契約条例の関係に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第六四号) 国家公務員制度改革に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第六五号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員喜納昌吉君提出万能ワクチン開発に関する質問に対する答弁書(第四三三号) 参議院議員外山斎君提出労働行政における労災認定に関する質問に対する答弁書(第四四号) 参議院議員田中康夫君提出第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問に対する答弁書(第四五号) 参議院議員藤末健三君提出高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問に対する答弁書(第四六号) 参議院議員藤末健三君提出独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問に対する答弁書(第四七号) 去る二月二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	決算委員 辞任 補欠 水戸 将史君 行田 邦子君 行政監視委員 辞任 補欠 梅村 聡君 武内 則男君 行田 邦子君 水戸 将史君 同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 国際・地球温暖化問題に関する調査会委員 辞任 補欠 大島九州男君 木俣 佳丈君 高橋 千秋君 広中和歌子君 室井 邦彦君 長浜 博行君 国民生活・経済に関する調査会委員 辞任 補欠 植松恵美子君 川崎 稔君 同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 行政監視委員会 理事 喜納 昌吉君 (徳永久志君の補欠) 理事 林 久美子君 (島田智哉子君の補欠) 理事 山本 香苗君 (山本香苗君の補欠) 同日議員から次の質問主意書が提出された。 不発弾等の新たな安全対策に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六六号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 障害者基本法改正に関する質問主意書(谷博之君提出)(第五四号) 持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に	向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第百四条に関する質問主意書(峰崎直樹君提出)(第五五号) 食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第五六号) 諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問主意書(松野信夫君提出)(第五七号) 同一価値労働同一報酬に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第五八号) 男性の育児休業取得推進に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第五九号) 学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第六〇号) 教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第六一号) 中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書(亀井亜紀子君提出)(第六二号) 国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問主意書(糸数慶子君提出)(第六三号) 去る二月二十六日議員から次の質問主意書が提出された。 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第六七号) 生活保護活用に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第六八号)	竹島を適用除外とする法令に関する質問主意書(今野東君提出)(第六九号) 障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問主意書(谷博之君提出)(第七〇号) 「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し―平成二十一年財政検証結果―」に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第七一号) 去る二月二十七日内閣から次の議案が提出された。 道路交通法の一部を改正する法律案(閣法第三八号) 不正競争防止法の一部を改正する法律案(閣法第三九号) 外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一〇号) 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第一一号) 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第四号) 所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第六号) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。 平成二十一年度一般会計予算(閣予第四号) 平成二十一年度特別会計予算(閣予第五号) 平成二十一年度政府関係機関予算(閣予第六号)
---	---	---	---

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三六号)
外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律案(閣法第三七号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ホワイトビーチ原潜問題に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第七二号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員糸数慶子君提出第二次軍転特措法に関する質問に対する答弁書(第四八号)

参議院議員松野信夫君提出高速自動車国道東九州自動車道に関する質問に対する答弁書(第四九号)

参議院議員井上哲士君提出国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問に対する答弁書(第五〇号)

参議院議員近藤正道君提出外国人労働者の緊急総合支援(雇用、住宅、帰国、教育、情報提供)に関する質問に対する答弁書(第五一号)

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問に対する答弁書(第五二号)

参議院議員川上義博君提出かんばの宿等の売却に関する第三回質問に対する答弁書(第五三号)

一昨二日議員から次の質問主意書が提出された。
麻生首相の外遊に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第七三号)

米軍再編に係る在沖縄海兵隊のグラム移転に関する質問主意書(白眞勲君提出)(第七四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

最低賃金法と公契約条例の關係に関する質問主意書(尾立源幸君提出)(第六四号)

国家公務員制度改革に関する質問主意書(喜納昌吉君提出)(第六五号)

不発弾等の新たな安全対策に関する質問主意書(糸数慶子君提出)(第六六号)

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第六七号)

生活保護活用に関する質問主意書(仁比聡平君提出)(第六八号)

竹島を適用除外とする法令に関する質問主意書(今野東君提出)(第六九号)

障害者基本法改正における中央障害者施策推進協議会に関する質問主意書(谷博之君提出)(第七〇号)

「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し―平成二十一年財政検証結果―」に関する質問主意書(辻泰弘君提出)(第七一号)

昨三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

財政金融委員

辞任

補欠

尾辻 秀久君

長谷川大紋君

藤井 孝男君

山田 俊男君

農林水産委員

辞任

補欠

山田 俊男君

藤井 孝男君

国土交通委員

辞任

補欠

長谷川大紋君

尾辻 秀久君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

公文書等の管理に関する法律案(閣法第四一号)
構造改革特別区域法及び競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四二号)

沖縄科学技術大学院大学学園法案(閣法第四三号)

住民基本台帳法の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

消防法の一部を改正する法律案(閣法第四五号)

商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四六号)

成田国際空港株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第四七号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律案(閣法第一号) 審査報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一号) 審査報告書

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案(参第一号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

日本銀行、預金保険機構及び銀行等保有株式取得機構が保有する株式の議決権の行使に関する質問主意書(大久保勉君提出)(第七五号)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員谷博之君提出障害者基本法改正に関する質問に対する答弁書(第五四号)

参議院議員峰崎直樹君提出持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第一百四条に関する質問に対する答弁書(第五五号)

参議院議員松野信夫君提出食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問に対する答弁書(第五六号)

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問に対する答弁書(第五七号)

参議院議員谷岡郁子君提出同一価値労働同一報酬に関する質問に対する答弁書(第五八号)

参議院議員谷岡郁子君提出男性の育児休業取得推進に関する質問に対する答弁書(第五九号)

参議院議員谷岡郁子君提出学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問に対する答弁書(第六〇号)

参議院議員谷岡郁子君提出教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問に対する答弁書(第六一号)

参議院議員亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問に対する答弁書(第六二号)

参議院議員糸数慶子君提出国際自然保護連合の二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進「勧告」に関する再質問に対する答弁書(第六三号)

平成二十年度における財政運営のための財政
投融资特別会計からの繰入れの特例に関する
法律案

平成二十一年三月三日

財政金融委員長 円より子

参議院議長 江田 五月殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものであるが、適切な措置と認められない。

平成二十年度における財政運営のための財政
投融資特別会計からの繰入れの特例に関する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十一年一月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

平成二十年度における財政運営のための財政
投融资特別会計からの繰入れの特例に関する
法律案

平成二十年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律

第一条 この法律は、平成二十年度の一般会計補

正予算(第2号)における国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するため緊急に実施する措置に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるものとする。

(財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの
一般会計への繰入れ)

第二条 政府は、平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融资特別会計、財政融資資金勘定から、四兆千五百八十億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融资特別

会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利益の額から減額して整理するものとする。

4 平成二十年度における特別会計に関する法律
第五十八条第三項の規定の適用については、同
項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金
額から四兆千五百八十億円を控除した金額」と
する。

この法律は、公布の日から施行する。

審查報告書

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年三月三日

財政金融委員長 円より子

参議院議長 江田 五月殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限の延長を行うとともに、銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法律施行に伴い、平成二十年度一般会計補

正予算(第2号)及び平成二十一年度一般会計予

算において、銀行等保有株式取得機構の債券及び借入金に関する債務保証契約の限度額として、それぞれ二十兆円が計上されている。

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

世界的な金融資本市場の混乱が続く中、我が国の金融システムの安定性を確保することは、政治が果たすべき重大な使命であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式買取りの再開という臨時的措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるように最大限の努力をすること。

今般の銀行等保有株式取得機構の株式買取りの再開に当たっては、買取要件の厳格な設定等を通じ、機構による買取りが、例えば短期売買による値ざや稼ぎ等に使われることのないよう、慎重な運用を期すとともに、買取り及び売却等の状況について、適切な情報開示を行うこと。

景気及び金融証券市場等の状況によっては、企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システム安定に向けた追加的措置が今後更に必要となる事態も考えられることから、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買取り等を含めた多様な措置について、予断を抱くことなく検討を行い、必要な場合には、迅速かつ的確に対応すること。

右決議する。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十一年一月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 江田 五月殿

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
の一部を改正する法律

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律
(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条中「当該株式の処分が」を削り、「もので
ある」を「ことに資する」に改める。

第五条中「これに伴う当該を削る。

第十九条第二項第一号中「平成二十九年三月三
十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改め、
同項第二号中「平成十九年四月一日」を「平成二十
四年十月一日」に改める。

第三十四条第一項第三号中「第三十八条の二第
一項の規定による株式」を「銀行等以外の会社で
あつて会員と相互に株式を保有する関係にあるも
のとして内閣府令・財務省令で定める関係にある
もの(以下「発行会社」という。)の保有する当該会
員が発行する株式(当該会員の総株主の議決権の
過半数を一の株式会社が保有している場合にお
いては、当該一の株式会社が発行する株式を含
む。)」に改める。

第三十八条第一項中「買取り」の下に、「(第三十八
条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及
び第四項において同じ。)」を加え、「同項第二号」

を「第三十四条第一項第二号」に、「平成十八年九
月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め
る。

第三十八条の二の見出しを「(特別株式買取りを
行った場合における特定発行会社からの株式の買
取り)」に改め、同条第一項中「銀行等以外の会社
(当該会員と相互に株式を保有する関係にあるも
のとして内閣府令・財務省令で定める関係にある
ものに限る。以下「発行会社」という)」を「発行会社
又は当該特別株式買取りに係る株式を発行する一
の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有して
いる発行会社(次項において「特定発行会社」と総
称する)」に改め、同条第二項中「発行会社」を「特定
発行会社」に改め、同条第四項中「第四項前段」を
「第四項」に改め、同条を第三十八条の三とし、同
条の次に次の一条を加える。

(発行会社株式買取りを行った場合における特
定会員からの株式の買取り)

第三十八条の四 機構は、発行会社株式買取りを
行った場合において、当該発行会社株式買取り
の申込みをした発行会社からその申込みと同時
に当該発行会社が発行する株式(当該発行会社
の総株主の議決権の過半数を一の株式会社が保
有している場合においては、当該一の株式会社が
発行する株式を含む。以下この項において同
じ。)の購入の請求があつたときは、当該発行会
社が発行する株式を、当該発行会社株式買取り
に係る株式を発行する会員又は当該発行会社株
式買取りに係る株式を発行する一の株式会社が
総株主の議決権の過半数を保有している会員
(次項において「特定会員」と総称する。)から買

い取ることができる。

2 前項の規定による株式の買取りは、同項の発
行会社株式買取りを行った日から六月以内にお
いて、特定会員から機構に対して買取りの申込
みがあつた場合に行うことができるものとす
る。

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、
同項の規定による購入の請求をした発行会社が
当該請求と同時に発行会社株式買取りの
申込みに係る株式の買取価額の範囲内でなけれ
ばならない。

4 第三十八条第三項及び第四項前段の規定は、
第一項の規定による株式の買取りについて準用
する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定
する株式の買取り(次条第一項の規定による買
取りを除く。次項及び第四項において同じ。)
は、平成二十四年三月三十一日までに限り行う
ことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する
株式の買取り(機構が買い取った株式を直ちに
処分することが予定されているものとして政令
で定める株式の買取りを除く。以下「発行会社
株式買取り」という。)を行おうとするときは、
あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を
定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出な
ければならない。

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買
取りの申込みに係る株式が金融商品取引法第二

条第十六項に規定する金融商品取引所に上場さ
れている株式又はこれに準ずるものとして政令
で定める株式であることその他内閣府令・財務
省令で定める要件を満たしている場合でなけれ
ば、行つてはならない。

4 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する
株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府
令・財務省令で定めるところにより、その買取
りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報
告しなければならない。

第四十八条第一項第二号イ中「第三十八条の二
第一項」を「第三十八条の四第一項」に、「並びに当
該」を「及び発行会社株式買取り(第三十八条の三
第一項の規定による株式の買取りを含む。ロ及び
次条第一項において同じ。)」並びにこれらの買取り
として」に改め、同号ロ中「特別株式買取り」の下
に「及び発行会社株式買取り」を加える。

第四十九条第一項中「平成十九年四月一日」を
「平成二十四年十月一日」に改め、「特別株式買取
り」の下に「及び発行会社株式買取り」を加える。

第六十七条第四号中「第三十八条第二項」の下に
「又は第三十八条の二第二項を加え、同条第五号
中「第三十八条の二第四項」を「第三十八条の四第
四項」に改め、「含む。」の下に「第三十八条の二
第四項(第三十八条の三第四項において準用する
場合を含む。)」を加える。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二十一年三月三日

財政金融委員長 円 より子

参議院議長 江田 五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、生活・経済緊急対策を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成二十一年度の一般会計補正予算(第2号)における中小規模の事業者を支援するための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴い、平成二十一年度一般会計補

正予算(第2号)において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から二兆千八百八十五億円を繰り入れることとしている。

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律案

右の議案を議決する。

平成二十一年一月三十日

賛成者

直嶋 正行	峰崎 直樹
福山 哲郎	尾立 源幸
鈴木 寛	藤本 祐司
小林 正夫	富岡由紀夫
水戸 将史	川崎 稔
中谷 智司	森田 高
近藤 正道	
賛成者	
足立 信也	相原久美子
青木 愛	浅尾慶一郎
石井 一	一川 保夫
犬塚 直史	岩本 司
植松恵美子	梅村 聡
小川 勝也	小川 敏夫
大石 尚子	大河原雅子
大久保潔重	大島九州男
岡崎トミ子	加賀谷 健
加藤 敏幸	風間 直樹
金子 恵美	神本美恵子
亀井亜紀子	亀井 郁夫

参議院議長 江田 五月殿

川合 孝典	木俣 佳丈
北澤 俊美	工藤堅太郎
郡司 彰	行田 邦子
興石 東	今野 東
佐藤 公治	佐藤 泰介
自見庄三郎	芝 博一
島田智哉子	下田 敦子
主濱 了	田名部匡省
高嶋 良充	高橋 千秋
武内 則男	谷 博之
谷岡 郁子	千葉 景子
ルン・マルティ	津田弥太郎
徳永 久志	森木 利治
那谷屋正義	中村 哲治
長浜 博行	羽田雄一郎
長谷川憲正	白 眞勲
林 久美子	姫井由美子
平田 健二	平山 幸司
広中和歌子	藤田 幸久
藤谷 光信	藤原 正司
藤原 良信	舟山 康江
前川 清成	前田 武志
増子 輝彦	松井 孝治
松浦 大悟	松岡 徹
松野 信夫	水岡 俊一
室井 邦彦	森 ゆうこ
築瀬 進	柳澤 光美
柳田 稔	山根 隆治
横峯 良郎	吉川 沙織
米長 晴信	蓮 舫

平成二十一年度における財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例及び同年度における生活・経済緊急対策の実施についての制限に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、現下の厳しい経済情勢に対処するため、国民生活の安定と経済の持続的な成長に資するための緊急の措置(以下「生活・経済緊急対策」という。)を確実かつ効果的に実施することが重要であることにかんがみ、平成二十一年度の一般会計補正予算(第2号)における中小規模の事業者を支援するための措置、雇用機会の創出を図るための措置等に必要な財源を確保するための臨時の措置として、同年度における財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定めるとともに、同年度における生活・経済緊急対策の実施について必要な制限を定めるものとする。

(財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ)

第二条 政府は、平成二十一年度の一般会計補正予算(第2号)により追加される歳出の財源に充てるため、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第五十八条第三項の規定にかかわらず、同年度において、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、二兆千八百八十五億円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金は、財政投融資特別会計財政融資資金勘定の歳出とし、当該繰入金に相当する金額を特別会計に関する法律第五十

八条第一項の積立金から同勘定の歳入に繰り入
れるものとする。

3 前項に規定する繰入金に相当する金額は、特
別会計に関する法律第五十六条第一項の繰越利
益の額から減額して整理するものとする。

4 平成二十年度における特別会計に関する法律
第五十八条第三項の規定の適用については、同
項中「算定した金額」とあるのは、「算定した金
額から二兆千八百八十五億円を控除した金額」と
する。

(生活・経済緊急対策の実施についての制限)

第三条 平成二十年度における生活・経済緊急対
策の実施(平成二十一年度にわたって実施する
場合を含む)に当たっては、近時の国の厳しい
財政状況を踏まえ、適切かつ効果的に国費を支
出することが特に重要であることにかんがみ、
平成二十年十二月二十四日の閣議において行
うことが決定された定額給付金を給付する事業及
びこれに類する地方公共団体がその住民一般に
金銭(これに類するものを含む)を一律に給付
する事業に係る国の財政上の措置は、行わない
ものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

投票者氏名

日程第一 平成二十年度における財政運営のため
の財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関す
る法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

愛知 治郎君 青木 幹雄君

一〇七名

秋元 司君	浅野 勝人君	松山 政司君	丸川 珠代君	尾立 源幸君	大石 尚子君
有村 治子君	石井 準一君	丸山 和也君	水落 敏栄君	大石 正光君	大河原雅子君
石井みどり君	泉 信也君	溝手 顕正君	森 まさこ君	大久保 勉君	大久保潔重君
磯崎 陽輔君	市川 一朗君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	大島九州男君	大塚 耕平君
岩城 光英君	岩永 浩美君	山田 俊男君	山谷えり子君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
衛藤 晟一君	尾辻 秀久君	山本 一太君	山本 順三君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
岡田 直樹君	岡田 広君	吉田 博美君	吉村剛太郎君	金子 恵美君	神本美恵子君
荻原 健司君	加治屋義人君	義家 弘介君	若林 正俊君	亀井亜紀子君	龜井 郁夫君
加納 時男君	神取 忍君	脇 雅史君	荒木 清寛君	川合 孝典君	川上 義博君
川口 順子君	河合 常則君	魚住裕一郎君	浮島とも子君	川崎 稔君	木俣 佳文君
木村 仁君	岸 宏一君	加藤 修一君	風間 昶君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
岸 信夫君	北川イツセイ君	草川 昭三君	木庭健太郎君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
小池 正勝君	小泉 昭男君	澤 雄二君	白浜 一良君	小林 正夫君	行田 邦子君
鴻池 祥肇君	佐藤 昭郎君	谷合 正明君	西田 実仁君	輿石 東君	今野 東君
佐藤 信秋君	佐藤 正久君	浜田 昌良君	浜四津敏子君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君
坂本由紀子君	椎名 一保君	弘友 和夫君	松 あきら君	櫻井 充君	自見庄三郎君
島尻安伊子君	末松 信介君	山口那津男君	山下 栄一君	芝 博一君	島田智哉子君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	山本 香苗君	山本 博司君	下田 敦子君	主濱 了君
関口 昌一君	田村耕太郎君	渡辺 孝男君	鰐淵 洋子君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君
伊達 忠一君	谷川 秀善君	荒井 広幸君	大江 康弘君	鈴木 陽悦君	田中 康夫君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君	松下 新平君	渡辺 秀央君	田名部匡省君	高嶋 良充君
中川 雅治君	中村 博彦君	山東 昭子君		高橋 千秋君	武内 則男君
中曽根弘文君	二之湯 智君			谷 博之君	谷岡 郁子君
中山 恭子君	西田 昌司君			千葉 景子君	谷岡 マルチン君
西島 英利君	南野知恵子君	足立 信也君	相原久美子君	津田弥太郎君	辻 泰弘君
野村 哲郎君	橋本 聖子君	青木 愛君	浅尾慶一郎君	外山 斎君	徳永 久志君
長谷川大紋君	藤井 孝男君	家西 悟君	池口 修次君	轟木 利治君	富岡由紀夫君
林 芳正君	牧野たかお君	石井 一君	一川 保夫君	友近 聡朗君	那谷屋正義君
古川 俊治君	松田 岩夫君	犬塚 直史君	岩本 司君	内藤 正光君	直嶋 正行君
舩添 要一君	松村 龍二君	植松恵美子君	梅村 聡君	中谷 智司君	中村 哲治君
松村 祥史君		小川 勝也君	小川 敏夫君	長浜 博行君	西岡 武夫君

反対者氏名

足立 信也君	相原久美子君	尾立 源幸君	大石 尚子君
青木 愛君	浅尾慶一郎君	大石 正光君	大河原雅子君
家西 悟君	池口 修次君	大久保 勉君	大久保潔重君
石井 一君	一川 保夫君	大島九州男君	大塚 耕平君
犬塚 直史君	岩本 司君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
植松恵美子君	梅村 聡君	加藤 敏幸君	風間 直樹君
小川 勝也君	小川 敏夫君	金子 恵美君	神本美恵子君
		亀井亜紀子君	龜井 郁夫君
		川合 孝典君	川上 義博君
		川崎 稔君	木俣 佳文君
		喜納 昌吉君	北澤 俊美君
		工藤堅太郎君	郡司 彰君
		小林 正夫君	行田 邦子君
		輿石 東君	今野 東君
		佐藤 公治君	佐藤 泰介君
		櫻井 充君	自見庄三郎君
		芝 博一君	島田智哉子君
		下田 敦子君	主濱 了君
		榛葉賀津也君	鈴木 寛君
		鈴木 陽悦君	田中 康夫君
		田名部匡省君	高嶋 良充君
		高橋 千秋君	武内 則男君
		谷 博之君	谷岡 郁子君
		千葉 景子君	谷岡 マルチン君
		津田弥太郎君	辻 泰弘君
		外山 斎君	徳永 久志君
		轟木 利治君	富岡由紀夫君
		友近 聡朗君	那谷屋正義君
		内藤 正光君	直嶋 正行君
		中谷 智司君	中村 哲治君
		長浜 博行君	西岡 武夫君

一三三名

日程第二 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)			
賛成者氏名			
羽田雄一郎君	長谷川憲正君	足立 信也君	相原久美子君
白 眞勲君	林 久美子君	青木 愛君	浅尾慶一郎君
姫井由美子君	平田 健二君	家西 悟君	池口 修次君
平野 達男君	平山 幸司君	石井 一君	一川 保夫君
広田 一君	広中和歌子君	犬塚 直史君	岩本 司君
福山 哲郎君	藤末 健三君	植松恵美子君	梅村 聡君
藤田 幸久君	藤谷 光信君	小川 勝也君	小川 敏夫君
藤本 祐司君	藤原 正司君	尾立 源幸君	大石 尚子君
藤原 良信君	舟山 康江君	大石 正光君	大河原雅子君
前川 清成君	前田 武志君	大久保 勉君	大久保潔重君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	大島九州男君	大塚 耕平君
松井 孝治君	松浦 大悟君	岡崎トミ子君	加賀谷 健君
松岡 徹君	松野 信夫君	金子 恵美君	風間 直樹君
円 より子君	水戸 将史君	川合 孝典君	川上 義博君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君	川崎 稔君	木俣 佳文君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君
森田 高君	築瀬 進君	工藤堅太郎君	郡司 彰君
柳澤 光美君	柳田 稔君	小林 正夫君	行田 邦子君
山下八洲夫君	山根 隆治君	興石 東君	今野 東君
横峯 良郎君	吉川 沙織君	佐藤 公治君	佐藤 泰介君
米長 晴信君	蓮 舫君	櫻井 充君	芝 博一君
井上 哲士君	市田 忠義君	島田智哉子君	下田 敦子君
紙 智子君	小池 晃君	主濱 了君	榛葉賀津也君
大門実紀史君	仁比 聡平君	鈴木 寛君	鈴木 陽悦君
山下 芳生君	近藤 正道君	田中 康夫君	田名部匡省君
福島みずほ君	瀨上 貞雄君	田中 良充君	高橋 千秋君
又市 征治君	山内 徳信君	武内 則男君	谷 博之君
糸数 慶子君	川田 龍平君		
田中 直紀君			
谷岡 郁子君	千葉 景子君	石井 準一君	石井みどり君
ツチン マルティ君	津田弥太郎君	泉 信也君	磯崎 陽輔君
辻 泰弘君	外山 斎君	市川 一朗君	岩城 光英君
徳永 久志君	森木 利治君	岩永 浩美君	衛藤 晟一君
富岡由紀夫君	友近 聡朗君	尾辻 秀久君	岡田 直樹君
那谷屋正義君	内藤 正光君	岡田 広君	荻原 健司君
直嶋 正行君	中谷 智司君	加治屋義人君	加納 時男君
中村 哲治君	長浜 博行君	神取 忍君	川口 順子君
西岡 武夫君	羽田雄一郎君	河合 常則君	木村 仁君
白 眞勲君	林 久美子君	岸 宏一君	岸 信夫君
姫井由美子君	平田 健二君	北川イツセイ君	小池 正勝君
平野 達男君	平山 幸司君	小泉 昭男君	鴻池 祥肇君
広田 一君	広中和歌子君	佐藤 昭郎君	佐藤 信秋君
福山 哲郎君	藤末 健三君	佐藤 正久君	坂本由紀子君
藤田 幸久君	藤谷 光信君	椎名 一保君	島尻安伊子君
藤本 祐司君	藤原 正司君	末松 信介君	鈴木 政二君
藤原 良信君	舟山 康江君	世耕 弘成君	関口 昌一君
前川 清成君	前田 武志君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
牧山ひろえ君	増子 輝彦君	谷川 秀善君	塚田 一郎君
松井 孝治君	松浦 大悟君	鶴保 庸介君	中川 雅治君
松岡 徹君	松野 信夫君	中川 義雄君	中曾根弘文君
円 より子君	水戸 将史君	中村 博彦君	中山 恭子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君	二之湯 智君	西島 英利君
室井 邦彦君	森 ゆうこ君	西田 昌司君	野村 哲郎君
森田 高君	築瀬 進君	南野知恵子君	長谷川大紋君
柳澤 光美君	柳田 稔君	橋本 聖子君	林 芳正君
山下八洲夫君	山根 隆治君	藤井 孝男君	古川 俊治君
横峯 良郎君	吉川 沙織君	牧野たかお君	舩添 要一君
米長 晴信君	鈴木 陽悦君	松田 岩夫君	松村 祥史君
井上 哲士君	田中 康夫君	松村 龍二君	松山 政司君
紙 智子君	田中 良充君	丸川 珠代君	丸山 和也君

反対者氏名 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 小池 晃君 大門美紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 近藤 正道君 福島みずほ君 洲上 貞雄君 又市 征治君 山内 徳信君 糸数 慶子君 川田 龍平君		賛成者氏名 足立 信也君 相原久美子君 青木 愛君 浅尾慶一郎君 家西 悟君 池口 修次君 石井 一君 一川 保夫君 大塚 直史君 岩本 司君 植松恵美子君 梅村 聡君 小川 勝也君 小川 敏夫君 尾立 源幸君 大石 尚子君 大石 正光君 大河原雅子君 大久保 勉君 大久保潔重君 大島九州男君 大塚 耕平君 岡崎トミ子君 加賀谷 健君 加藤 敏幸君 風間 直樹君 金子 恵美君 神本美恵子君 亀井亜紀子君 亀井 郁夫君 川合 孝典君 川上 義博君 川崎 稔君 木俣 佳丈君 喜納 昌吉君 北澤 俊美君 工藤堅太郎君 郡司 彰君 小林 正夫君 行田 邦子君 興石 東君 今野 東君 佐藤 公治君 佐藤 泰介君 櫻井 充君 自見庄三郎君 芝 博一君 島田智哉子君 下田 敦子君 主濱 了君 榛葉賀津也君 鈴木 寛君		賛成者氏名 鈴木 陽悦君 田中 康夫君 田名部匡省君 高嶋 良充君 高橋 千秋君 武内 則男君 谷 博之君 谷岡 郁子君 千葉 景子君 ツルキン マルティン 津田弥太郎君 辻 泰弘君 外山 斎君 徳永 久志君 轟木 利治君 富岡由紀夫君 友近 聡朗君 那谷屋正義君 内藤 正光君 直嶋 正行君 中谷 智司君 中村 哲治君 長浜 博行君 西岡 武夫君 羽田雄一郎君 長谷川憲正君 白 眞勲君 林 久美子君 姫井由美子君 平田 健二君 平野 達男君 平山 幸司君 広田 一君 広中和歌子君 福山 哲郎君 藤末 健三君 藤田 幸久君 藤谷 光信君 藤本 祐司君 藤原 正司君 藤原 良信君 舟山 康江君 前川 清成君 前田 武志君 牧山ひろえ君 増子 輝彦君 松井 孝治君 松浦 大悟君 松岡 徹君 松野 信夫君 円より子君 水戸 将史君 水岡 俊一君 峰崎 直樹君 室井 邦彦君 森 ゆうこ君 森田 高君 築瀬 進君 柳澤 光美君 柳田 稔君 山下八洲夫君 山根 隆治君		賛成者氏名 横峯 良郎君 吉川 沙織君 米長 晴信君 蓮 舫君 井上 哲士君 市田 忠義君 紙 智子君 小池 晃君 大門美紀史君 仁比 聡平君 山下 芳生君 近藤 正道君 福島みずほ君 洲上 貞雄君 又市 征治君 山内 徳信君 糸数 慶子君 川田 龍平君		賛成者氏名 愛知 治郎君 青木 幹雄君 秋元 司君 浅野 勝人君 有村 治子君 石井 準一君 石井みどり君 泉 信也君 磯崎 陽輔君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩永 浩美君 衛藤 晟一君 尾辻 秀久君 岡田 直樹君 岡田 広君 荻原 健司君 加治屋義人君 加納 時男君 神取 忍君 川口 順子君 河合 常則君 木村 仁君 岸 宏一君 岸 信夫君 北川イツセイ君 小池 正勝君 小泉 昭男君 鴻池 祥肇君 佐藤 昭郎君 佐藤 信秋君 佐藤 正久君 坂本由紀子君 椎名 一保君 島尻安伊子君 末松 信介君 鈴木 政二君 世耕 弘成君	
---	--	--	--	---	--	---	--	---	--

関口 昌一君 伊達 忠一君 塚田 一郎君 中川 雅治君 中曾根弘文君 中山 恭子君 西島 英利君 野村 哲郎君 長谷川大紋君 林 芳正君 古川 俊治君 舩添 要一君 松村 祥史君 松山 政司君 丸山 和也君 溝手 顕正君 矢野 哲朗君 山田 俊男君 山本 一太君 吉田 博美君 義家 弘介君 脇 雅史君 魚住裕一郎君 加藤 修一君 草川 昭三君 澤 雄二君 谷合 正明君 浜田 昌良君 弘友 和夫君 山口那津男君 山本 香苗君 田村耕太郎君 谷川 秀善君 鶴保 庸介君 中川 義雄君 中村 博彦君 二之湯 智君 西田 昌司君 南野知恵子君 橋本 聖子君 藤井 孝男君 牧野たかお君 松田 岩夫君 松村 龍二君 丸川 珠代君 水落 敏栄君 森 まさこ君 山内 俊夫君 山谷えり子君 山本 順三君 吉村剛太郎君 若林 正俊君 荒木 清寛君 浮島とも子君 風間 昶君 木庭健太郎君 白浜 一良君 西田 実仁君 浜四津敏子君 松 あきら君 山下 栄一君 山本 博司君	渡辺 孝男君 荒井 広幸君 松下 新平君 山東 昭子君 鰐淵 洋子君 大江 康弘君 渡辺 秀央君 万能ワクチン開発に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 平成二十一年二月十三日 喜納 昌吉 参議院議長 江田 五月殿 万能ワクチン開発に関する質問主意書 本年一月二十九日、厚生労働省研究班が、あらゆるタイプのインフルエンザウイルスに効く可能性のある万能ワクチンを開発した、と報道された。二十世紀の終わりに出現した重症急性呼吸器症候群(SARS)や高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)をはじめとする、いわゆる新興感染症は、人類の生命を脅かしている。万能ワクチンの開発に成功すれば、日本が世界中の国々が抱える感染症問題の解決に大きく貢献をすることは疑いない。よって、以下質問する。 一 日本が新型万能ワクチンの実用化に成功すれば、このワクチンが日本外交にとって人道的に極めて重要なソフトパワーになり、日本の国益に大きく寄与すると考えるが、新型万能ワクチン開発に対する政府の見解を明らかにされた 二 政府は新型万能ワクチンの開発に関して、ど	の様な支援を行っているのか。支援の具体的な内容とこれまでの支援額の総額を内訳とともに明らかにされたい。 三 報道によるとワクチンの実用化には、あと数年はかかる見通しである。しかし、いつ感染爆発が起きてもおかしくない新型インフルエンザの脅威を考えると、一刻も早い実用化が期待される。政府は、実用化を早めるための具体的対応策を検討しているか、しているのであれば、その内容を明らかにされたい。 右質問する。 平成二十一年二月二十四日 内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 河村 建夫 参議院議長 江田 五月殿 参議院議員喜納昌吉君提出万能ワクチン開発に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。 参議院議員喜納昌吉君提出万能ワクチン開発に関する質問に対する答弁書 一及び三について 厚生労働省としては、新型インフルエンザ対策において、ワクチンの活用は重要であると考えており、その研究開発や備蓄等の施策を推進しているところである。 また、御指摘の報道は、平成十八年度からの三年間、厚生労働科学研究費補助金の対象事業として実施された「細胞性免疫誘導能を持つペプチド結合リボソームを応用したウイルスワクチンの創製」に関する研究(以下「ワクチン創製	研究」という。)についてのものであると承知しているが、ワクチン創製研究については、マウスを対象に試験を行った基礎的な研究段階にあるため、今後の進展を見守りつつ、その取扱いを検討してまいりたい。 二について 厚生労働省としては、ワクチン創製研究に対し、平成十八年度において二千二百五十万円、平成十九年度において二千三百四十四万二千元及び平成二十年度において二千四百七十五万五千円の合計七千一百七十七万円を補助してきたところである。 労働行政における労災認定に関する質問主意書 右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。 平成二十一年二月十三日 外山 斎 参議院議長 江田 五月殿 労働行政における労災認定に関する質問主意書 労災認定に係わる昭和五二年五月二八日付け基発第三〇七号通達(以下「通達」という。)及び同日付け事務連絡第二三三号(以下「事務連絡」という。)が正常に運用されず、適切な治療も受けられないまま苦痛のどん底に投げ出され苦しんでいる患者がいるという実態がある。 国の法令は、本来、被災労働者を救済し社会復
---	---	---	--

帰を図るものであるが、国の補償行政の精神を理解せず、独自の考えで、いかに労災を認定せず不支給処分にできるかを目標にしているかのような対応を続けている労働局や労働基準監督署があるように見受けられる。

また、認定要件が整っている場合や、近隣の医療機関での検査で十分たり得る場合にも鑑別診断の受診命令を行い、現場において無用な混乱と労災病院に対する不信を招いている。

そこで、以下質問する。

一 振動業務の関係でレイノ現象が発現した際の取扱いとして、①過去にレイノ現象が発症したことのある事実は確認されたが時間的経過から見て現に振動障害が認められるものであるかどうか明らかでない場合、②当該労働者の既往歴又は振動作業従事前の作業歴等からみて振動業務以外の原因によるレイノ現象の発症が強く疑われる場合を除き、客観的にレイノ現象が発現したことが認められる者については、鑑別あるいは諸検査を行う必要がないとされている。

レイノ現象の客観的な確認資料として、過去の診療録、本人のものと認められる写真、信用できる他人の証言等が挙げられているが、現時点における本人のものと認められる写真を提出しても、なお、鑑別診断の受診命令を出すことがあるのか。

二 労働基準監督署長は、類似疾患が疑われるなど医学的な疑問や矛盾が解決せず、保険給付の請求書に添付された診断書あるいはレントゲン写真などの資料、主治医等の意見のみでは医学

的な判断材料が十分ではなく、業務上外の認定を行うことが困難な場合においては、指定する医師の診断を受けるよう命じているとしているが、鑑別診断ではどのような検査を実施するのか明らかにされたい。

また、鑑別診断時の各種検査の評価基準は、どの基準を採用しているのか明らかにされたい。

三 現に主治医が診断を行い治療行為がなされた後に、鑑別診断時に同様の再検査を実施しているが、目的は何か。実施した場合の再検査時のデータは治療後のデータであり、主治医判断時と当然差異があることが考えられるが、労働基準監督署はそれぞれの所見をどう判断するのか明らかにされたい。

また、業務上外認定は、当然主治医検査時点のデータに基づき判断されるべきと考えるがどうか。

四 過去の事例として、不支給決定書の中で、通達の検査を否定し、医師と患者の関係、自覚症状も否定する記載が見受けられるが、このような記載を妥当と考えるのか。また、今後いかに労災認定に対処し、認定要件を運用していくのか明らかにされたい。

五 労働基準監督署の被災労働者に対する聞き取り調査において、過去のレイノ発症箇所の部位、時間などを図示させ、証拠として取り上げ、記憶の正確さなどを理由に、一貫性がなく存在を確認できないと結論づけている。また、長時間にわたり問い詰めるなど事情聴取が乱暴に行われる実態があるが、どう指導してい

くのか明らかにされたい。

六 鑑別医の診断において、主治医の診断との食い違いがある場合は、局医とともに主治医と協議し意見交換を実施するなど、労災指定医である主治医の意見の尊重を図るべき措置が必要と考えるが、どう対応するのか明らかにされたい。

七 末梢循環機能検査の一つであるFSBP%はレイノ現象の有無の判定に一応有用な検査方法であるが、レイノ発現者でも三〇%においてレイノと判定できないとされる限界を考慮する必要がある。最近、通達の検査方法にはないFSBP%による参考検査の結果を基に、現行検査のデータを否定し、総合判断と称している事案が多く見受けられる。

産業衛生学会振動障害研究会における現在検討中である現行法の再評価も反映すれば、地域の主治医による適切な医学判断が可能と考えるが認識はどうか。

八 通達及び事務連絡における類似疾病の取扱いについて、併存での治療を部分的に認めているが、振動障害の認定を否定する方向にある。通達や事務連絡の趣旨に従った適用がなされるよう指導するべきであると考えますが、どのように認識し指導しているのか。

九 鑑別診断結果などが申請者に開示されない状況を是正するとともに、主治医にも結果の報告がなされるべきと考えるが、今後、そうした対応をとるつもりはあるか。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 河 村 建 夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員外山斎君提出労働行政における労災認定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員外山斎君提出労働行政における労災認定に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、御指摘の二つの場合には、御指摘のような写真が提出されたとしてもなお、改めて検査を行う必要性があることから、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「労災保険法」という。）第四十七条の二の規定に基づく受診命令（以下「受診命令」という。）を発しているところである。

二について

受診命令に基づく診断において、振動障害と類似の症状を呈することのある疾病（以下「類似疾病」という。）の有無を判断するに当たっては、振動障害について臨床経歴を有し、かつ、所要の設備を有する医療機関の医師が類似疾病に就いて適切と認める検査を実施し、その知見に基づいて評価を行っているところである。

三について

受診命令に基づく検査は、労災保険法による保険給付（以下「労災保険給付」という。）を受けようとする者等が過去に主治医の治療を受けたか否かにかかわらず、労災保険給付に関する医

学的判断資料を得ることを目的として行われるものである。

また、労働基準監督署長は、労災医員規程（平成十三年厚生労働省訓第三十六号）第二条に規定する地方労災医員が御指摘の二つの診断結果について時間的経過を考慮して述べた意見を踏まえて、労災保険給付の支給決定等を行っているところである。

四及び五について

御指摘の「通達の検査を否定し、医師と患者の関係、自覚症状も否定する記載」の意味するところが明らかでなく、また、御指摘のような実態があるとも認識していないが、振動障害に関する労災保険給付の支給決定等については、今後とも御指摘の通達及び事務連絡にのっとり、適正に対処してまいりたい。

六について

受診命令に基づく診断結果と主治医の診断結果との間に齟齬がある場合には、都道府県労働局長を通じて労働基準監督署長に対し、必要に応じて改めて主治医の意見を徴するよう指示しているところである。

七について

御指摘の研究会における検討内容の詳細について承知していないため、お尋ねにお答えすることは困難である。

なお、御指摘の「FSBP%」検査（指動脈血圧検査）については、振動障害の主たる症状である手指の血流が阻害されている程度を他覚的に知ることができる検査方法の一つとして一定の評価が得られているところであるが、あくま

でも参考検査の一つにすぎないものであり、受診命令に基づく診断においては、個々の事案に照らした総合的な判断がされるべきものと考えている。

八について

類似疾病の取扱いについては、都道府県労働局長を通じて労働基準監督署長に対し、今後とも御指摘の通達及び事務連絡にのっとり、適正に対処するよう指示してまいりたい。

九について

受診命令に基づく診断の結果については、本人が行行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）に基づいて開示を受け、自らの意思に基づいて主治医に報告することが適当であると考えている。

第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十三日

田中 康夫

参議院議長 江田 五月殿

第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問主意書

内閣官房内閣広報室が発行する『麻生内閣メールマガジン』（以下、「同メールマガ」という。）（<http://www.mnz.kantei.go.jp/jp/m-magazine/>）の二〇〇八年十二月四日発行の第九号に関して以

下のとおり質問する。項目毎に個別回答された

一 同メールマガは、「国権の最高機関に拠る指名、畏くも、御名御璽を頂き、第九十二代内閣総理大臣に就任致し」た麻生太郎首相が組閣・任命し、認証を得た現内閣の公的発行物と認識して宜しいか。

二 同メールマガの編集・発行責任は、内閣官房内閣広報室に帰すると認識して宜しいか。

三 同メールマガに於ける麻生太郎首相の発言は、現内閣を代表する公的見解と認識して宜しいか。

四 同メールマガが配信する「麻生総理へのインタビュー動画のコーナー『太郎ちゃんねる』の『第十回太郎ちゃんねる』（http://www.kantei.go.jp/jp/asovideo/2008/12/6000/normal_play6000.html）で麻生首相は、「一九四一年十二月に第二次世界大戦が真珠湾攻撃で始まるんだ」と断定的口調で発言しているが、これは、現内閣に於ける日本政府の見解と認識して宜しいか。

五 『第十回太郎ちゃんねる』の映像には、同発言と一言一句違わぬ字幕を付しているが、その掲載は内閣広報室の判断に基づく作業と認識して宜しいか。

六 然るに、文部科学省検定済教科書の、何れの出版社の発行書に於いても、高等学校「世界史」、中学校「社会科」教科書では、一九三九年九月一日ドイツがポーランドに侵攻し、これに対しイギリス・フランスが宣戦布告して第二次世界大戦が始まった、旨の記述で統一されているが、この点との不整合を如何に捉えるべき

か、政府の見解を問う。

七 万が一にも、真珠湾攻撃が第二次世界大戦の引き金であり、即ち、第二次世界大戦の端緒は日本軍の真珠湾攻撃に帰因するとするなら、その新たな歴史認識に基づき、検定済教科書に於ける、第二次世界大戦の開戦に関する記述変更を、麻生太郎内閣は文部科学省に対し具体的に且つ早急に指示すべきではないか。併せて、日本政府としての新たな公式見解を国内外に周知する努力を怠るべきではない、と考えるが、政府の覚悟を問う。

八 百歩ならず二百歩譲って、『第十回太郎ちゃんねる』に於ける発言（一九四一年十二月に第二次世界大戦が真珠湾攻撃で始まる）が、「既に生起していた第二次世界大戦の新たな拡大局面である」太平洋戦争が一九四一年十二月に真珠湾攻撃で始まる」の限定的意味合いであるとしても猶、件の発言は、「言葉足らず」「古足らず」「口が滑った」といった類の弁明では、日本国内のみならず国際社会に於いて到底、承諾され得ぬ、凡そ日本国の宰相としての智性を疑われる、極めて恥すべき行為に他ならず、その重大性に鑑み、国権の最高機関と日本国憲法で位置付けられる国会の場に於いて麻生太郎首相は、自身の歴史認識の誤謬に関する謝罪と訂正をすべきと考えるが、政府の覚悟を問う。

九 併せて、内閣官房内閣広報室も、公文書たる「インタビュー動画」に於ける、件の断定的発言の撤回と訂正を可及的速やかに実行すべきと考えるが、その具体的スケジュールを示された

十 『太郎ちゃんねる』では毎回、冒頭に「今週のお題」なる意句が画面に掲出されるが、誰の提案に基づく演出か、具体的に示された。

十一 「お題」とは本来、寄席の演目の最後に複数名の噺家が高座に上って芸を競い合う「大喜利」の際、観客から出される題名を意味する符丁であるが、日本の政治も経済も混乱の極みを漂流する現在、斯くなる符丁を首相官邸の広報活動の一環たる『太郎ちゃんねる』で用いる適否に関する首相官邸の見解を示されたい。

十二 『太郎ちゃんねる』の映像には、一言も発せぬ儘に顔く役目の女性の姿が冒頭と最後に映し出されるが、『太郎ちゃんねる』制作に要する収録・編集・出演等、毎回の支出を具体的に示されたい。仮に一連の作業を外部に委託している場合、その入札に関する資料を示されたい。右質問する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 河 村 建 夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員田中康夫君提出第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田中康夫君提出第二次世界大戦に係る日本政府の歴史認識に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「麻生内閣メールマガジン」(以下「メールマガジン」という。)については、国民が

政策形成に参加する機運を盛り上げるため、内閣と国民との双方の対話を目的として発行しているものである。その編集は、内閣総理大臣を総編集長、内閣官房副長官を編集長とし、内閣官房内閣広報室において行っている。

三について
お尋ねの「現内閣を代表する公的見解」の意味するところが必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

四及び六から九までについて
「第十回太郎ちゃんねる」における麻生内閣総理大臣の発言は、十年後の日本の姿を想像し難いということ、先の大戦前後の日米関係を引き合いに出して述べたものであり、先の大戦に関する政府としての認識は、平成七年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。

なお、歴史教科書の検定は、教科用図書検定基準に基づき、検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして記述の欠陥を指摘することを基本として実施しているものであり、国が特定の歴史認識や歴史事実を確定するという立場に立つて行うものではない。

五について

お尋ねのメールマガジンの「第十回太郎ちゃんねる」の字幕作成事務については、内閣官房内閣広報室において担当しているところである。

十及び十一について

お尋ねの「今週のお題」については、御指摘のような意味ではなく、映像の主意を端的に示すものという意味で、「太郎ちゃんねる」に対して

親しみを持ってもらうために使用しているものである。また、その使用については、編集における議論を経て決定したものである。

十二について

お尋ねについては、これを明らかにすることにより、収録の際の状況等が明らかとなり、内閣総理大臣の安全を害するおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

なお、「太郎ちゃんねる」に登場する女性については、内閣官房の職員を活用しており、その発言については、編集によって字幕に置き換えているため、映像上は、発言部分が削除されている。

高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月十六日

藤 末 健 三

参議院議長 江田 五月殿

高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問主意書

独立行政法人日本原子力研究開発機構は、高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期を決めた。原子力は完全な安全を目指す必要があるが、

度重なる計画の変更により地元住民の方々と国民の不信は限界まで達していると考ええる。核燃料サイクルは超長期的なエネルギーの安定供給や地球温暖化への対応への大きな鍵となると考えるが、

「もんじゅ」の再開は延期され、一方で六ヶ所村の再処理工場の完成も十五回目の延期となっている。

特に「もんじゅ」は、一九九五年、設計ミスによる冷却材ナトリウムが漏れ出す事故があり、その後十年以上運転が行われていない。その間も税金は投入されている。そこで以下質問する。なお、独立行政法人日本原子力研究開発機構に対する政府の監督責任を踏まえ、誠実に答弁されたい。

一 運転が止められている期間に投入した税金の総額を示されたい。

二 四回の運転再開計画の延期それぞれについて延期された期間及びその期間に使われた税金を詳細に示されたい。

三 今までの再開計画延期の責任はどのようにとられたのか。その具体的な内容を示されたい。

四 今回の延期に伴う改善をどのように行うか、また、次の運転再開の見通し、独立行政法人日本原子力研究開発機構の大幅な組織体制などの見直しを行うかどうか政府の見解を具体的に示されたい。

五 また、今まで繰り返された運転再開の延期の根本的な問題がどこにあり、今後どのような対応をとり、将来計画をどう確立するかを政府を挙げて検討すべきと考えますが、どうか。少なくとも独立行政法人日本原子力研究開発機構の現行の体制では現状を変えることはできないのではないかと考えるが、政府の見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 河村 建夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出高速増殖炉「もんじゅ」運転再開の四度目の延期への対応に関する質問に対する答弁書

一について

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）によると、「もんじゅ」運転停止後の平成八年度から平成二十年度までの「もんじゅ」に係る予算の総額は、千八百五十八億八千八百万円であるとのことである。

二について

原子力機構によると、「もんじゅ」の四回の運転再開延期については、一回目が平成二十年二月頃から同年五月頃に、二回目が同年五月頃から同年十月頃に、三回目が同年十月月から平成二十一年二月頃にそれぞれ延期されたものであり、四回目は、同年二月頃の運転再開は延期されたものの、運転再開時期は未定であるとのことである。

また、「もんじゅ」に係る平成十九年度予算額は百九十一億円、平成二十年度予算額は百八十八億五千四百万円であるが、延期された期間に投入された経費については、当該期間ごとに集計していないため、お尋ねにお答えすることは困難とのことである。

難とのことである。

三について

文部科学省としては、「もんじゅ」の運転再開延期は、安全確保に必要な措置を採るためのやむを得ないものであると考えているが、その一因となったナトリウム漏えい検出器の点検不備及び屋外排気ダクトの腐食孔の発生に関する問題については、原子力機構において、現在、引き続き分析中であり、これらの問題が生じた責任の所在については、原子力機構において分析結果を踏まえて検討していくこととなるものと考えている。

四及び五について

原子力機構によると、今回の運転再開延期の一因となった「もんじゅ」の屋外排気ダクトの腐食孔の発生について、今後、同様の事態が生じないようにするため、プラント保全部長を新設し、「もんじゅ」の保守管理に関する課を二課から五課に増強するなど保守管理に関する組織を見直し、民間からの出向者をプラント保全部に配置するとともに、保守管理方法についても改善を行うとのことである。

また、次の運転再開の見通しについては、長期停止中の機器・設備の点検、屋外排気ダクト補修工事の見通し、耐震安全性の確認等の状況を踏まえて、決定することである。

文部科学省としては、引き続き、これらの原子力機構による運転再開に向けた取組が着実に進むよう適切に対応してまいりたい。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十六日

参議院議長 江田 五月殿
藤末 健三

独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問主意書

本年一月二十三日に「いぶき」など計八衛星の打ち上げが成功した。H2Aロケットの打ち上げ成功は九回連続、衛星八基の同時打ち上げは過去最多となり、わが国の宇宙政策においても大きな一歩であったと考える。

また、今回の打ち上げでは、東大阪市の中小企業が開発した「まいど1号」、「小型実証衛星1型」、「雷神」、「輝汐」、「KUKA1」、「ひとみ」など小型の衛星が打ち上げられ宇宙に関する国民の関心と夢が高まったことも大きな成果である。

これらを踏まえて以下質問する。なお、独立行政法人宇宙航空研究開発機構に対する政府の監督責任を踏まえ、誠実に答弁されたい。

一 このような市民レベルでの宇宙への関心を高めるために、独立行政法人宇宙航空研究開発機構を含む政府による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の活動支援を加速すべきと考え、政府の見解を示されたい。

二 特に独立行政法人宇宙航空研究開発機構法

（平成十四年十二月十三日法律第六十一号）において、機構の目的は第四条に定められ、また、機構の業務の範囲等は第十八条に定められているが、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務に宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援も含まれるかどうか政府の見解を明示されたい。

右質問する。

平成二十一年二月二十四日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 河村 建夫

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤末健三君提出独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出独立行政法人宇宙航空研究開発機構による宇宙関係の学会等学術組織や非営利組織の支援に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）に基づき、御指摘の「学術組織や非営利組織の活動支援を含め、民間における宇宙開発利用に関する事業活動の促進、先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等の推進のために必要な施策を講じてまいりたいと考えており、現在、宇宙基本計画を作成しているところである。

二について

文部科学省としては、人工衛星の開発・打上げ等に係る成果の普及及び活用促進、宇宙科学及び宇宙科学技術に関する研究者及び技術者の養成等の観点から御指摘の「学術組織や非営利組織の支援」を行うことは、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務に含まれるものと考えている。

第二次軍転特措法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十七日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

第二次軍転特措法に関する質問主意書

米軍再編で日米合意された沖縄の米海兵隊のグアム移転は、二〇〇九年度予算において日本側の経費負担が三百四十六億円計上され、その着実な実施に向け踏み出す一方、グアム移転に係る日米の新たな協定も締結される運びとなっている。しかし、政府は、米軍再編に伴い合意された嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還に対しては、その返還が目前に迫っているにもかかわらず、返還基地が抱える有害物質等による土壌汚染や米軍が遺棄した不発弾、火薬類の調査、原状回復と地権者の補償等、返還基地対策において明らかに遅れをとる、その着実な実施が危ぶまれる。

平成二十一年三月四日 参議院会議録第十号

質問主意書及び答弁書

沖縄県の各自治体、特に米軍基地を抱える嘉手納町、北谷町、沖縄市、宜野湾市などの首長が参加した沖縄の「基地と行政」を考える大学人の会が昨年七月に主催したシンポジウムでは、現行の「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」(以下、「軍転特措法」という)が二〇一二年三月三十一日をもって失効することから第二次の軍転特措法の制定を求めて、参加者決議が行われた。昨年十月には、この「責任ある返還対策を国・県に求める決議」(以下、「第二次軍転特措法決議」という)が首長らにより沖縄防衛局や外務省沖縄事務所に手交されている。

同決議において最も重視されているのは米軍基地がもたらした有害物質による土壌汚染等の環境対策であり、沖縄に関する特別行動委員会(SA C O)合意で返還されたキャンプ桑江の跡地の浄化作業等が軍転特措法の給付金の交付期限三年と、沖縄振興特措法の特定跡地給付金の交付期間一年半を要しても終了せず、跡地利用が始まらない厳しい現状を指摘している。

現行の軍転特措法は、駐留軍用地及び駐留軍用地跡地が広範かつ大規模に存在する沖縄県の特殊事情にかんがみ、駐留軍用地の返還に伴う特別の措置を講じ、もって沖縄県の均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的としており、目前に迫った嘉手納飛行場以南の米軍基地の返還においても軍転特措法の趣旨を生かし、かつ拡充した早期の第二次軍転特措法の制定が求められる。よつて以下、質問する。

一 第二次軍転特措法の制定に対する政府の見解を示されたい。

二 返還実施計画において、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令第二条(返還実施計画に定める事項)第二号のイからニに掲げる事項について、国が調査を行っているのであれば、時系列で示し、それぞれ調査期間、調査内容、基地名(施設及び区域)、予算額を明らかにされたい。

三 現行の軍転特措法の第八条の給付金について年度ごとに返還基地名(施設及び区域)と、地権者等給付金の対象者人数、給付金の額を明らかにされたい。

四 第二次軍転特措法決議においては、政府に対し左記の三点を提起しているが、政府の見解を示されたい。

1 有害物質等による土壌汚染地域の特定を容易にするための基地使用履歴書情報の米軍からの情報提供

2 返還前の時点での米軍基地内土壌汚染調査、埋蔵文化財調査の日本政府による実施と米軍による受け入れ

3 返還基地の調査、原状回復期間をカバーするに足る給付金の日本政府による地権者への支給

右質問する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員糸数慶子君提出第二次軍転特措法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出第二次軍転特措法に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律(平成七年法律第百二号。以下「法」という)は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失うこととされているが、その後の取扱いについては、関係各方面の意見を聴きながら、今後検討してまいりたい。

二について

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令(平成七年政令第百五十二号)第二条第二号イからニまでに掲げる事項につき国が調査を行う必要があると認めたものについて、米軍施設及び区域ごとに、調査期間、調査内容及び予算額をお示しすると次のとおりである。

陸軍貯油施設 平成十五年五月から同年八月まで 土壌汚染調査 約三千百万円

瀬名波通信施設 平成十八年十一月から平成十九年五月まで 土壌汚染調査 約三千百万円

読谷補助飛行場 平成十九年一月から同年三月まで 土壌汚染調査 約二千四百万円

楚辺通信所 平成十九年一月から同年三月まで 土壌汚染調査 約三千三百万円

三について

法第八条第一項に基づき国が支給した給付金について、年度ごとに、返還された米軍施設及び区域の名称、土地所有者の数、給付金の額をお示しすると次のとおりである。

平成八年度 恩納通信所、キャンプ・マクト

リアス、嘉手納飛行場及びキャンプ瑞慶覧 五十二人 約千四百万円 平成九年度 キャンプ・シユワブ、キャンプ・ハンセン、恩納通信所、キャンプ・マクトリアス、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場及び陸軍貯油施設 百五十七人 約五千百万円 平成十年度 キャンプ・シユワブ、キャンプ・ハンセン、恩納通信所、キャンプ・マクトリアス、嘉手納飛行場、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場及び陸軍貯油施設 五百三十一人 約一億七千四百万円 平成十一年度 安波訓練場、キャンプ・シユワブ、キャンプ・ハンセン、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ瑞慶覧、ホワイト・ビーチ地区、普天間飛行場及び陸軍貯油施設 三百七十五人 約二億三千九百万円 平成十二年度 安波訓練場、瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、トリイ通信施設、キャンプ瑞慶覧、ホワイト・ビーチ地区及び普天間飛行場 三百三十五人 約二億九千万円 平成十三年度 安波訓練場、瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、トリイ通信施設、ホワイト・ビーチ地区、那覇港湾施設及び陸軍貯油施設 三百十五人 約二億九千万円 平成十四年度 キャンプ・ハンセン、瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、トリイ通信施設及び牧港補給地区 八十人 約千二百万円 平成十五年度 キャンプ・ハンセン、トリイ通信施設及び牧港補給地区 三人 約百万円 平成十六年度 キャンプ・ハンセン及び牧港補給地区 二人 約十六万円	平成十七年度 キャンプ桑江及び陸軍貯油施設 三百六十八人 約二億二千五百万円 平成十八年度 キャンプ桑江及び陸軍貯油施設 三百三十八人 約四億五千八百万円 平成十九年度 瀬名波通信施設、嘉手納弾薬庫地区、楚辺通信所、読谷補助飛行場及びキャンプ瑞慶覧千三十一人 約三億九千九百万円 四の1について お尋ねの「基地使用履歴書情報」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、沖縄県における米軍施設及び区域の返還に当たっては、国が米側等から、当該米軍施設及び区域の土地使用の実績に関する資料等を収集しているところである。 四の2について 米軍施設及び区域内において生じた土壤汚染については、日米合同委員会の下にある環境分科委員会等の枠組みを通じて対処している。 米軍施設及び区域内に埋蔵されている文化財については、既に米軍の同意の下に、地方公共団体がその有無を確認するための調査を行っており、国は当該調査に対する補助を行っている。また、国は、地方公共団体から当該調査を行うために米軍施設及び区域への立入りの申請があるときは、従前と同様、今後とも米側との間で調整を行ってまいりたい。 四の3について 米軍施設及び区域の返還後、国が原状回復措置を行うため、返還される土地を土地所有者等に引き渡すことができない期間においては、返還前に支払っていた賃借料に相当する額を補償している。	また、返還後、土地所有者等が引き続き当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、返還後三年を超えない期間内で法第八条第一項に規定する給付金を支給している。 さらに、当該土地が沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第九十八条第一項に規定する大規模跡地に指定され、返還後引き続き三年を超えて、土地所有者等が当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、返還後三年を経過した日から政令で定める期間を限度として同法第百三条第一項に規定する大規模跡地給付金を支給することとし、また、当該土地が同法第百一条第一項に規定する特定跡地に指定され、返還後引き続き三年を超えて、土地所有者等が当該土地を使用せず、かつ、収益していないときは、返還後三年を経過した日から政令で定める期間を限度として同法第百四条第一項に規定する特定跡地給付金を支給している。 なお、当該土地の土地所有者等への引渡し後に米軍の使用に起因する土壤汚染等が発見された場合には、国の責任において当該土壤汚染等の除去等の措置を講じている。	高速自動車国道東九州自動車道に関する質問主意書 高速自動車国道東九州自動車道のうち、福岡県築上郡築上町大字上ノ河内から大分県宇佐市大字山本までの区間（以下、「本件区間」という。）のルートについて、地域住民の方から現行予定ルートよりも安価なルートが具体的に提案されていることもあり、以下のとおり質問する。 一 我が国の公共事業は、よく、「小さく生んで大きく育てる。」「動き始めたなら止まらない。」等といわれている。事業計画が策定されてから本体着工に至るまでに長時間を要する大型公共事業においては、その間の経済状況の変化や、地方自治・分権や個人の確立等から新たな意見表明がなされることもあり、常に事業計画等の見直し・検討があつてしかるべきであると考えらる。特に、今回のように、地域住民が具体的により安価なルートや工法を提案した場合は、それらを真摯に検討し、追求すべきことは当然のことと考えるが、政府の見解を求める。 二 本件区間には、現在、確定したルートが存在するののか、それとも予定されているルートと呼ばれるもの（以下、「予定ルート」という。）は存在するが、未確定の段階であるのか明らかにされたい。確定しているとすれば、いつ、どのような組織決定によつて確定したのか。また、未確定であるとすれば、予定ルートについて概略図を添付のうえ具体的に明らかにされたい。そして、いつ頃、どのような組織決定によつて確定する予定であるのか明らかにされたい。 三 現在、予定ルートでの事業費は暫定二車線では
---	--	--	---

約一、〇三〇億円であると聞いているがそのとおりか。もし異なるのであるならばいくらであるか。また、いずれの場合も、切盛土工費、橋梁費、連絡等施設費、用地補償費、文化財調査費の明細とそれらを含んだ付帯工事費、遮音壁設置費及びインターアクセス道路整備費はそれぞれいくらと考えているか、明細を示されたい。

四 地域住民からは、予定ルートよりも山側を通行する、いわば山裾ルートの提案がなされている。こうした山裾ルートはかつて旧日本道路公団において検討されたことがあると聞いているがそのとおりか。検討の結果、山裾ルートが採用されなかったとすれば、それはいつ、どのような理由から採用されなかったのか、具体的に示されたい。

五 本件区間について、これまで、予定ルートの他にいくつかのルートを検討してきたか。複数のルート検討を行ったのであれば、それぞれのルートの実際の行程(概略図添付)、費用、工期、長所短所などを明らかにされたい。
右質問する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出高速自動車国道東九州自動車道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十一年三月四日 参議院会議録第十号

質問主意書及び答弁書

参議院議員松野信夫君提出高速自動車国道東九州自動車道に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「確定したルート」及び「予定ルート」の意味するところが必ずしも明らかではないが、高速自動車国道東九州自動車道の福岡県築上郡築上町宇佐市間の区間(以下「東九州自動車道築上町宇佐市間」という。)については、平成十一年十一月三十日に大分県が、また、同年十二月一日に福岡県が、それぞれの関係区間について、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づき都市施設としてその位置、区域等を定めた都市計画を決定し、同月二十四日に国土交通大臣が、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)に基づき、経過する市町村名等を定めた当該区間の新設に関する整備計画(以下「整備計画」という。)を決定した。当該都市計画の決定に先立ち、大分県及び福岡県においては、都市計画法に基づき都市計画の案の公告及び縦覧等を行っており、その後も関係地方公共団体等において、当該区間の事業に関する地元説明会の開催、地域住民による具体的な提案等に対する回答等を行っていると承知している。

三について

整備計画を踏まえて西日本高速道路株式会社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が作成した東九州自動車道築上町宇佐市間に関する工事計画書によると、差し当たり二車線の完成をもって供用を開始するまでの事業費は約千三十億円、「切盛土工費」は約百十二億

円、「橋梁費」は約百七十八億円、「連絡等施設費」は約五十七億円、「用地補償費」は約百八十九億円、「文化財調査費」は約八十九億円、「文化財調査費」を含む「付帯工事費」は約九十八億円であり、「遮音壁設置費及びインターアクセス道路整備費」は計上されていない。

四について

お尋ねについては、承知していない。

五について

お尋ねについては、関係する資料が現存していないことから、お答えすることは困難である。

国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月十九日

井上 哲士

参議院議長 江田 五月殿

国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問主意書

全国の国立大学において、雇用期間の上限を定めた非常勤職員のうち、二〇〇九年度に雇用期間満了となる人数が一三〇〇人超となることが予測されている。大学の現場から、業務に支障が出て、教育・研究レベルの低下につながる等の懸念が表明されている。雇用期間満了となった非常勤職員の業務を継続するために、有期雇用の非常勤

職員を新規募集することは、業務の性格が恒常的であることを示している。このような恒常的業務に有期雇用される非常勤職員は、本来は正職員に登用すべきであるという立場から、以下質問する。

一 二〇〇四年の国立大学の法人化に伴い、一九六一年二月二十八日閣議決定「定員外職員の常勤化の防止について」は、その効力を失ったと考えるが、国の認識は如何に。

二 二〇〇四年の国立大学の法人化にあたり、多くの国立大学において就業規則を改定し、雇用する非常勤職員の雇用上限年数が三年間から五年間と、なかば一律的に定められているのが実態である。国が、各国立大学が雇用する非常勤職員の雇用上限年数を定める指導を行った、あるいは、雇用のモデルの提示等を行った事実はあるか。

三 国立大学の非常勤職員が、雇用期間の上限に基づいて雇用契約の更新が行われない実態に関して、大学の教職員から「五年間積み上げてきた経験が無になる」「後任者が従前のパフォーマンスを発揮するまで時間がかかる」等の懸念が出されている。国は、国立大学の教育・研究現場から出ている諸懸念についてどう考えるか。

四 国立大学で恒常的業務に従事している非正規職員について、各国立大学の判断に基づいて、正規職員に登用する制度の設定が可能であると考えるが、国の見解を明らかにされたい。

五 報道等によると、国立大学の非正規職員の雇用期間の上限延長や撤廃を検討中とする大学があるとしている。現在、全国の国立大学のう

ち、このような検討を行っている大学が何校あると国は承知しているか。また国は、これらの国立大学に対して、何らかの働きかけないし指導等をする予定があるか。

六 国立大学の非常勤職員について、雇用契約期間の上限を超える職員の雇用契約更新が行われないことから生じる諸問題を認識するために、国は、国立大学の業務を担う非常勤職員の雇用・厚生に関する全国的な実態調査を行う必要があると考えるが、この点の認識を明らかにしたい。

右質問する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員井上哲士君提出国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上哲士君提出国立大学の非常勤職員の雇用に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「定員外職員の常勤化の防止について」(昭和三十六年二月二十八日閣議決定は、国の行政機関の職員を対象としたものであり、国立大学法人の職員には当該閣議決定は適用されない。

二から四までについて

文部科学省としては、国立大学法人における職員の雇用形態等は、労働関係法令に従って、各国立大学法人において、それぞれの経営方針

等に基づき、適切に定めるべきものであると考えており、「非常勤職員の雇用上限年数を定める指導」等を行った事実はなく、「恒常的業務に従事している非正規職員について、各国立大学の判断に基づいて、正規職員に登用する制度」を導入することについても、右に述べた考え方に基づき、各国立大学法人が適切に判断すべきものであると考えている。

五及び六について

文部科学省としては、国立大学法人における職員の雇用形態等は、労働関係法令に従って、各国立大学法人において、それぞれの経営方針等に基づき、適切に定めるべきものであると考えており、お尋ねの事項について、現時点では把握しておらず、また調査、指導等を行うことも考えていない。

外国人労働者の緊急総合支援(雇用、住宅、帰国、教育、情報提供)に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月十九日

近藤 正道

参議院議長 江田 五月殿

外国人労働者の緊急総合支援(雇用、住宅、帰国、教育、情報提供)に関する質問主意書

厳しい雇用情勢下で、派遣・請負・期間工等の非正規労働者が、職と同時に住まいも失うケースが多発している。特に、非正規労働の最底辺に位

置する外国人労働者は、その多くが家族とともに日本で就労しているため、被解雇者本人にとどまらない深刻な影響が生じている。日本人非正規労働者に対する支援については、雇用保険制度や雇用促進住宅の活用等、これまで不十分ながらも一定程度の改善が見られている。しかし、外国人労働者はこれらでも救われないのが現実である。

多くの外国人労働者が、労働法制やセーフティネットに関する情報の周知不足から、雇用保険・健康保険や厚生年金等に未加入であり、何年働いても昇給なし、一時金なし、年休なしという環境で働いてきた。偽装請負や偽装派遣等を強要された上、労働災害や妊娠で解雇される事例も多発している。また、多くが子弟を私塾扱いの外国人学校に通わせているが、授業料負担が困難なことから、被解雇者などを親に持つ外国人児童・生徒の退学、転校が頻発し、外国人学校自体の経営に悪影響を及ぼすなど、子どもの就学機会にも大きな影響が及んでいる。さらに、この経済危機に際して、外国人研修生・技能実習生の中途解約や、外国人労働者を研修生・技能実習生に置きかえる動きも問題になっている。

については外国人労働者に対する緊急総合支援(雇用、住宅、帰国、教育、情報提供)等につき、以下、質問する。

一 外国人労働者に対する緊急総合支援のため、外国人の就業、失業、住宅喪失、帰国の状況、外国人子弟の就学状況、外国人学校の経営状況等の、正確な実態把握が必要と考えるが、従来は縦割り行政の中で、これらの実態調査がなされてこなかったと承知している。これらの正確な実態把握が

必要ではないか。現時点での政府の見解を問う。

2 在留資格別の外国人労働者、うち被雇用者、失業者の過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一年ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとするば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。

3 2の失業者のうち、住居喪失者の過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一年ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとするば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。

4 2の失業者のうち、帰国者の過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一年ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとするば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。

5 定住外国人の子どものうち、公立学校、ブラジル人学校等の外国人学校就学児童・生徒の、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一年ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとするば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。

2 外国人労働者の集住地域にある労働基準

監督署の通訳の人数、および相談件数の過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 三 1 国や自治体において、外国人のために多言語での、雇用・医療・生活支援・住居・教育などの総合相談窓口（ワンストップ）を設置すべきと考えるが、政府の見解を問う。 2 外国人労働者に対して労働基準法をはじめとする労働法制と雇用保険制度、生活保護制度などのセーフティネットの情報を、母語により周知徹底すべきと考えるが、政府の見解を問う。 3 労働法制やセーフティネットの情報を外国人の母語により周知徹底することについて、①国、②自治体の施策の現状はどうか。 4 公共職業安定所、労働基準監督署、自治体における通訳の採用にあたっては、解雇された外国人労働者の採用も検討すべきと考えるが、政府の見解を問う。	宅から退去を求められるケースも頻発しているが、政府の見解を問う。 2 このような場合、現状で、政府としてどのような支援策を講じているか。 3 公営住宅、雇用促進住宅、都市再生機構住宅等に入居している解雇された外国人労働者世帯については、家賃減免などの住まいの保障に資する措置を採るべきと考えるが、政府の見解を問う。 4 住宅の空室募集にあたって外国人に対する不利益・差別的な取り扱いをしないよう、いかなる取り組みを行っているか。 六 1 雇用保険に関する情報の周知状況に照らして、被解雇者、特に外国人労働者の雇用保険適及加入については、柔軟に対応する必要があると考えるが、政府の見解を問う。 2 雇用保険の適及加入の件数について、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとすれば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。 3 外国人労働者の雇用保険の適及加入の件数につき、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。このような統計が存在しないとすれば、実態を推計できるような統計を指摘されたい。 4 会社が倒産した際に雇用保険に適及加入する場合、会社負担分を公費により一時肩代わりするなど、労働者に不利益とならない	いよう対応すべきと考えるが、政府の見解を問う。 七 1 外国人学校に通学する児童・生徒に対し、授業料の補填などの公的な補助を行うべきと考えるが、政府の見解を問う。 2 公立学校における外国人児童・生徒の受入体制の整備として、いじめ防止策や母語を解する職員の配置などを実施しているか。政府が把握しているいじめ防止策の例を挙げられたい。また、外国人児童・生徒の母語を解する職員の配置をしているとすれば、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 3 外国人児童・生徒が放課後に通う、地域の補習教室に対し財政支援をしているか。しているとしたら、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 八 外国人労働者が多い岐阜県が、子どもたちが通う外国人学校に学費補助をする計画をまとめたところ、文部科学省がストップをかけた、とする報道があった。 1 これは事実か。 2 事実とすれば、かかる指導の根拠は何か。 3 他にも同様の指導を行ったことがあるか。あるとしたら過去五年間の一年ごとの数、対象自治体名、対象となった自治体の施策、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 九 1 生活再建支援、職業訓練の一環として、	外国人が無料で日本語を学ぶことができる教室等を設置すべきと考えるが、政府の見解を問う。 2 生活再建支援、職業訓練の一環として、外国人が無料で日本語を学ぶことができる教室等を設置しているとすれば、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 十 1 希望する外国人労働者に対し、帰国費用の支援をすべきと考えるが、政府の見解を問う。 2 帰国費用支援の仕組みがあるか。あるとすれば、過去五年間の一年ごとの実績、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの実績を明らかにされたい。 3 2がないとすれば、例えば、雇用保険を活用して帰国費用の支援を実施すべきと考えるが、政府の見解を問う。 十一 1 外国人研修生・技能実習生制度については、技術等の移転を通じた国際貢献を制度趣旨とするところ、例えば受入企業の業績の悪化等、受入企業都合の研修・技能実習の終了は、本来あつてはならない事態であると考え、政府の見解を問う。 2 外国人研修生・技能実習生ごとの途中帰国者につき、受入事業者の都合を理由とするものの、過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。 3 このような場合に受入事業者に対し受入の適正化を指導しているか。しているとすれば、①何に基づいての指導か、②指導の
--	---	--	---

過去五年間の一年ごとの数、過去六か月間と前年同月の一か月ごとの数を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員近藤正道君提出外国人労働者の緊急総合支援（雇用、住宅、帰国、教育、情報提供）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出外国人労働者の緊急総合支援（雇用、住宅、帰国、教育、情報提供）に関する質問に対する答弁書

一の1について

お尋ねについては、これまで、各府省において、必要に応じて所管分野に係る実態把握を実施してきたところであるが、今後、外国人労働者問題関係省庁連絡会議及び内閣府定住外国人施策推進室を中心に、各府省が連携しながら必要な施策を検討する中で、必要な実態把握の実施についても検討してまいりたい。

一の2について

お尋ねの在留資格別の「外国人労働者」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第一項に規定する在留資格別の外国人登録者を指すものと考ええるが、そうであるとすれば、平成十六年から平成十九年までにおける数については「平成二十年版在留外国人統計」において公表しているところであり、平成二十年における数については現

在集計中である。

お尋ねの在留資格別の「被雇用者」とは、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第八条に規定する外国人である労働者（事業主に雇用されている者に限る。）を指すものと考ええるが、そうであるとすれば、平成十六年から平成十九年までにおける数については把握しておらず、それを推計できるような統計も承知していないが、平成二十年十月末日時点における数は、在留資格「教授」を有するものが七千二百九十九人、在留資格「芸術」を有するものが三十五人、在留資格「宗教」を有するものが二百六十人、在留資格「報道」を有するものが四十七人、在留資格「投資・経営」を有するものが八百九十四人、在留資格「法律・会計業務」を有するものが二十二

人、在留資格「医療」を有するものが百二十七人、在留資格「研究」を有するものが千三百三十二人、在留資格「教育」を有するものが七千二百六十八人、在留資格「技術」を有するものが二万七千三百三人、在留資格「人文知識・国際業務」を有するものが三万二千四百二十二、在留資格「企業内転勤」を有するものが五千六十五人、在留資格「興行」を有するものが百四十六人、在留資格「技能」を有するものが二千六百五十八人、在留資格「文化活動」を有するものが百七十三人、在留資格「留学」を有するものが五万六千九百二十四人、在留資格「就学」を有するものが一万三千九百九十九人、在留資格「研修」を有するものが二千六百八十七人、在留資格「家族滞在」を有するものが九千八百八十一人、在留資格「特定活動」を有するものが九万四千七百六十九人、

在留資格「永住者」を有するものが九万二千四百四十一人、在留資格「日本人の配偶者等」を有するものが五万七千四百三十九人、在留資格「永住者の配偶者等」を有するものが三千四十五人、在留資格「定住者」を有するものが七万八千九百九十五人である。

お尋ねの在留資格別の「失業者」の数については把握しておらず、それを推計できるような統計も承知していない。

一の3及び4について
お尋ねの数については把握しておらず、それを推計できるような統計も承知していない。

一の5について

お尋ねの数については把握していないが、文部科学省が実施した「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」によれば、公立学校における日本語指導が必要なポルトガル語を母語とする児童生徒の数は、平成十五年度が六千七百七十二人、平成十六年度が七千三百十三人、平成十七年度が七千五百六十二人、平成十八年度が八千六百三十三人、平成十九年度が一万二千二百六十六人である。また、文部科学省が平成十七年度から実施している委託調査によれば、いわゆるブラジル人学校における外国人児童生徒の数は、平成十七年度が五千八百三十九人、平成十八年度が六千五百八十八人、平成十九年度が七千三百三十二人であり、いわゆるベール人学校における外国人児童生徒の数は、平成十八年度が百十三人、平成十九年度が百二十五人である。

二の1について
太田、松本、大垣、美濃加茂、浜松、豊橋、

豊田、刈谷及び四日市公共職業安定所（以下「拠点ハローワーク」という。）における平成二十一年一月二十三日現在の通訳の一週間当たりの総稼働時間は、八百十九時間である。

また、過去五年間における拠点ハローワーク（平成十六年度から平成十九年度までについては美濃加茂公共職業安定所を除く。）に求職登録されている外国人からの延べ相談件数は平成十六年度が七千六百九十六件、平成十七年度が八千三百二十九件、平成十八年度が九千四百一十一件、平成十九年度が一万三千五百一十一件、平成二十年（平成二十一年一月までに限る。）が三万二千九百五十五件である。また、拠点ハローワークにおける過去六か月間及び前年同月の相談件数は、それぞれ平成二十年八月が千七百七十九件及び千五百五十件、同年九月が二千三百七十七件及び千五百五十二件、同年十月が二千八百八十一件及び千五百五十一件、同年十一月が三千三百八十八件及び九百七十三件、同年十二月が五千二百十八件及び九百四十四件、平成二十一年一月が九千五百九十一件及び千八十件である。

二の2について

太田、浜松、磐田、豊橋、四日市、津及び東近江労働基準監督署（以下「管轄監督署」という。）における外国語による相談に対応することができる外国人労働者労働条件相談員の人数は、平成二十一年二月二十三日現在で十一人である。

また、管轄監督署における過去五年間の外国人労働者からの延べ相談件数は、平成十六年が三千六百六十二件、平成十七年が四千四百三十三件、平成十八年が四千五百四十九件、平成十九

年が四千七百五十一件、平成二十年が六千六百三十三件であり、過去六か月間及び前年同月の相談件数は、それぞれ平成二十年八月が三百九十九件及び三百六十九件、同年九月が五百四十一件及び四百四十三件、同年十月が五百七十九件及び五百件、同年十一月が六百二十九件及び四百二十四件、同年十二月が七百八十三件及び三百五十三件、平成二十一年一月が八百八十四件及び三百七十八件である。

三の1について

お尋ねについては、地方公共団体等と連携して、地域の実情を踏まえて総合的な相談窓口の開設を進めているところであり、今後とも必要に応じてその増設を検討してまいりたい。

三の2及び3について

外国人労働者に対する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)等の労働法制及び雇用保険制度に係る情報提供については、拠点ハローワークを中心に、地元市町村と連携した相談窓口を立ち上げ、当該相談窓口において外国語で概説したリーフレットを配布するとともに、地方公共団体に対しその周知について協力を依頼しているところである。

外国人労働者に対する生活保護制度等の生活困窮者の支援に関する制度に係る情報提供については、三の1について述べたような事例があるが、基本的には、当該制度を運営する各地方自治体において、地域の実情に応じて、適切に行われるべきものと考えている。

三の4について

公共職業安定所及び労働基準監督署における通訳及び外国人労働者労働条件相談員の選考に

ついては、候補者の能力及び適性に基づき公正に行われるべきものであり、専ら解雇された外国人であることに基づいて選考することは考えていない。

また、地方公共団体における通訳の選考については、各地方公共団体において判断されるべきものであると考える。

四の1について

労働基準監督機関においては、国籍のいかんを問わず、労働者の労働災害を防止し労働条件を確保するため、事業場に対し監督指導を実施した際に、労働基準関係法令の遵守を指導しているところである。

四の2について

お尋ねの数については把握していないが、全国労働基準監督署が外国人労働者からの労働基準法等に規定する申告に基づき事業場に対し監督指導を行った件数は、平成十五年が千二百一十一件、平成十六年が千二百八十四件、平成十七年が千三百八十七件、平成十八年が千五百五十八件、平成十九年が千七百八十件である。

五の1について

解雇等に伴い社員寮等の住宅から退去を余儀なくされる者(以下「住居喪失離職者」という。)が急増していることについては、国籍のいかんを問わず、労働者の生活及び雇用の安定上、重大な問題であると認識している。

五の2について

住居喪失離職者に対する住居の確保のための支援策としては、国籍のいかんを問わず、昨年十二月から全国の公共職業安定所において、雇用促進住宅への入居あっせん、住宅・生活支援

の資金融資の相談等を行っているほか、事業主にに対し、離職後における社員寮等への継続的な入居を実施した場合の助成措置を講じているところである。

また、国籍のいかんを問わず、地方公共団体が公営住宅等を住居喪失離職者にも使用させることができるよう、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二条に規定する承認の手続を簡素化したところであり、独立行政法人都市再生機構(以下「都市再生機構」という。)においても、住宅・生活支援の資金融資を受けた住居喪失離職者に対し、入居時における収入要件の緩和措置等を講じているものと承知している。

さらに、国籍のいかんを問わず、地方公共団体が緊急かつ臨時的に実施する住居喪失離職者等の居住確保対策に要する経費については、「生活防衛のための緊急対策」(平成二十年十二月十九日経済対策閣僚会議決定)に基づき、特別交付税措置を講じることとしている。

五の3について

公営住宅については、国籍のいかんを問わず、入居者の収入が著しく低額である場合には、公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十六条第四項の規定により、地方公共団体が必要と認めた場合に家賃を減免することができるものと考えている。

雇用促進住宅については、独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「雇用・能力開発機構」という。)から聴取したところによれば、雇用・能力開発機構が行う住宅事業はその採算性の確保を図りつつ運営されていることから、国籍の

いかんを問わず、居住者が解雇されたことを理由として家賃を減免することは困難であるとのことである。

都市再生機構の賃貸住宅については、都市再生機構から聴取したところによれば、都市再生機構が行う賃貸住宅に関する業務はその採算性の確保を図りつつ運営されていることから、国籍のいかんを問わず、居住者が解雇されたことを理由として家賃を減免することは困難であるが、居住者から家賃の支払いが困難であるとの申出があった場合には、当該居住者が現在居住している住宅の家賃より低廉な家賃の住宅に関する情報の提供等に努めているとのことである。

五の4について

適法に滞在する外国人の公営住宅への入居については、地方公共団体に対し、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認めるよう、依頼しているところである。

適法に滞在する外国人の雇用促進住宅及び都市再生機構の賃貸住宅への入居については、雇用・能力開発機構及び都市再生機構において、外国人に対する差別的取扱いをすることなく、適正に募集しているものと承知している。

六の1について

雇用保険の被保険者であった者から被保険者資格があつたことの確認の請求があつた場合には、国籍のいかんを問わず、採用通知、雇用契約書、辞令、健康保険被保険者証その他被保険者資格の取得の事実判断の資料となるものを審

査し、個別の事例に応じて、適切に判断しているところである。

六の2及び3について

お尋ねの数については把握しておらず、それを推計するような統計も承知していない。

六の4について

雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第十条に規定する求職者給付については、御指摘のような場合には、御指摘のような措置を採るまでもなく、雇用保険の被保険者であった者に対して必要な給付が支給されているところである。

七の1について

お尋ねについては、経済上の問題から外国人学校での就学が困難となった児童生徒に対する授業料軽減のための助成等を実施する地方公共団体に対し、特別交付税措置を講じることとしている。

七の2について

公立学校における外国人児童生徒のいじめ防止策としては、一部の地方公共団体において母語を解する外国人児童生徒の支援員等によるカウンセリング等の取組が行われているものと承知している。

また、母語を解する職員の配置については、一部の地方公共団体において実施されているものと承知しているが、その総数については把握していない。

七の3について

御指摘のような財政支援は実施していない。

八について

本年一月に、岐阜県から文部科学省大臣官房

国際課の担当者に対し外国人学校に係る財政支援についての相談があったところ、当該当者は、現行の私学助成制度を念頭において、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十七号)第六十条第四項に規定する法人が設置した外国人学校であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百三十四条第一項に規定する各種学校として認可されたものに対する財政支援については憲法第八十九条に違反するものではないが、無認可の教育施設に対する財政支援は同条に違反する旨を担当者個人の暫定的な見解として示した。御指摘の報道は当該見解についてのものであると承知している。

なお、これまでに岐阜県以外から同様の相談を受けたことはない。

九について

「生活再建支援、職業訓練の一環」として、御指摘のような教室等を特に設置しているわけではないが、平成二十一年度予算においては、日本語能力向上も含めた就労準備のための研修を実施するための経費を計上しているところである。

十の1について

本国への帰国を希望する定住外国人の円滑な帰国については、内閣府が本年一月三十日に取りまとめた「定住外国人支援に関する当面の対策について」に沿って、お尋ねの点も含め、本国政府等に対して要請を行うなど、環境整備に努めているところである。

十の2について

本国への帰国を希望する定住外国人に対して国が帰国費用を給付する仕組みは、存在しない。

十一の3について

い。

雇用保険制度は、被保険者であつた者等に関し、失業した場合に必要な給付を行うとともに、雇用の安定を図ることを目的とするものであり、同制度において御指摘のような支援を実施することはできない。

十一の1について

受入れ企業の都合による研修・技能実習の終了については、外国人研修・技能実習制度の趣旨に照らして、望ましくないものと考えている。

十一の2について

お尋ねの数については把握していないが、昨年十月から十二月までの間に途中帰国した者について受入れ機関から報告があつたものを集計したところ、受入れ企業の都合により途中帰国した研修生及び技能実習生は、それぞれ、昨年十月が二十名及び九十四名、同年十一月が十七名及び百三十七名、同年十二月が五十五名及び百九十五名である。

十一の3について

御指摘のような場合には、法務省が公表している「研修生及び技能実習生の入国・在留に関する指針」のとり、受入れ企業に対して、研修・技能実習を継続するための新たな受入れ機関を探すよう行政指導を行っているところであるが、お尋ねの数については把握していない。

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十九日

藤田 幸久

参議院議長 江田 五月殿

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問主意書

前回政府答弁書(内閣参質一七一第三六号)を踏まえ、さらに質問する。

一 「一の1から3までについて」、「一の4について」及び「一の5について」の答弁について

1 前回政府答弁書において、「現在までの調査では、これらの外交記録の中に「麻生鉱業」が明記された文書及び御指摘の「一九四五年八月に河辺虎四郎陸軍中将がマニラで連合軍司令部に提出した文書」は確認されていない」とある。改めて、その後の調査に基づき、麻生鉱業に関するもの、とりわけ捕虜の取り扱い及び賃金支払いに関するもの、捕虜の母国への帰還に関するものを示されたい。また、一九四五年八月に河辺虎四郎陸軍中将がマニラで連合軍司令部に提出した文書が含まれている資料を示されたい。

2 前回政府答弁書において、在敵国居留民関係事務室に、「御指摘の関係資料等が保管されていたかについては、現在までの調査では確認されていない」とある。改めて、その後の調査に基づき、連合国からの抗議文などの

関係資料はこの事務室が保管していたのか、回答されたい。

3 前回政府答弁書において、終戦連絡事務局が「作成した捕虜に関する文書資料等については、その一部が外交史料館に保管されていることが確認されている」とある。その目録を示されたい。

二 「二の1及び2について」の答弁について

1 サンフランシスコ講和条約締結後、捕虜問題を主管した部局はどこか。

2 東京裁判を主管した部局はどこか。

3 戦時賠償を主管した部局はどこか。

4 BC級戦犯を主管した部局はどこか。

5 シベリア抑留者を主管した部局はどこか。

三 「三の1について」、「三の2から4までについて」、「三の5について」及び「三の6について」の答弁について

1 前回政府答弁書において、「元捕虜等からの要望等に対し、適切に対応してきている」とある。その「適切」に該当する、豪州における我が国の在外公館が受けた手紙の数及びそれに対する返書の数並びに要望の数及びそれへの回答を示されたい。また、その回答に対して、元捕虜等から再び要望等が寄せられた件数を示されたい。

2 前回政府答弁書において、「痛切な反省と心からの詫言」については、我が国が、かつて植民地支配と侵略によって、元捕虜を含め、旧連合国諸国を含む多くの国々の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことにつき、率直にお詫言の気持ちを表示したものである」とある。「痛切な反省と心からの詫言

び」は元捕虜の問題については、具体的にどのような行為に対して反省・お詫言したのか。また、具体的な行為を明示することなく、「反省」及び「お詫言」を語るのには、元捕虜にとつては、真摯な対応をしているとは受け止められず、かえって誤解や不信を招き、逆効果と思われるが、政府の見解はどうか。

3 「捕虜の労働に関する国際法の規定及び基本要件は何か」との今回の質問に対して答弁がなされていないので、再度回答を求める。また、国際法が捕虜の労働を許容する条件とは何か。

4 将校を捕虜として使役することは、国際法に違反していないか。

四 「四の1について」、「四の2の(一)及び(四)について」及び「四の2の(二)及び(三)について」の答弁について

1 「二〇〇六年に麻生総理の豪州人元捕虜のインタビューが豪州のABC放送や、「The Age」紙、「The Australian」紙などで報道されたが、それらは麻生外務大臣(当時)に報告されたか」との今回の質問に対して、前回政府答弁書において、「御指摘の報道については、麻生外務大臣(当時)に報告されたかどうかは確認できなかった」と答弁している。答弁書は麻生総理大臣からの回答であるので、確認するまでもなく、麻生総理自身から、報告があったかどうか答弁されたい。

2 在豪州日本国大使館及び在豪州日本国総領事館が、麻生総理で使役された元豪州兵捕虜が生存していることを初めて知ったのはいつか。また、テレビ、新聞などのインタビュー

に登場していることを初めて知ったのはいつか。

3 前回政府答弁書において、「マリリン・カルアナ氏、ジョン・ホール氏及びジョー・クームス氏からの手紙については内閣総理大臣官邸において接受したが、これらに対する返書は送付していない」とある。その後返書は送付したか。まだ出していないとすればその理由は何か。

また、アーサー・ギガー氏からの手紙は接受したか。それに対する返書は送付したか。

4 久留米工業大学教授のウイリアム・アンダーウッド氏の二〇〇七年六月の麻生外務大臣あての手紙並びに同氏が同封した「麻生総理報告書(一九四六年)」及びGHQ司法調査委員会作成の「報告書一七四」について、前回政府答弁書において、「麻生外務大臣(当時)」が受け取ったことは確認されていない」とある。答弁書は麻生総理大臣からの回答であるので、確認するまでもなく、麻生総理自身から、受け取ったかどうか答弁されたい。

また、二〇〇七年六月の手紙を村松秘書が受け取ったことは、これまでの国会答弁で明らかにしているが、村松秘書は、「麻生総理報告書(一九四六年)」及びGHQ司法調査委員会作成の「報告書一七四」も受け取っていたか。

五 「八の1について」、「八の2について」及び「八の3について」の答弁について

1 国際法によれば、捕虜受け入れ国は、俘虜収容所などが、使役させた捕虜の就労記録や労賃支払いの記録を保存、保管すべきと理解

するが、政府の見解はどうか。

2 戦時中使役させられた元捕虜の賃金の一部を供託したものがあつたと思われるが、現在法務局が保管しているものの中に、連合国捕虜の供託金はあるか。また、法務局以外に保管している政府関係機関はあるか。あれば、それぞれの件数と総額を示されたい。

3 国際法によれば、労賃の支払いは、俘虜収容所または受け入れ企業が捕虜に対して支払うべき対価であり、本来、賠償、請求権の問題ではないと思われるが、政府の見解はどうか。

4 麻生総理で使役されていた元豪州兵捕虜で麻生総理に手紙を出した三人に対して、俘虜収容所または麻生総理から労賃は支払われていたか。

5 前記4で支払われていない、ないし確認できないとすれば、国際法に違反すると思われるが、政府の見解はどうか。なお、この質問は、法的に解決済みかどうかを質しているのではなく、国際法違反の事実ないしはその可能性があつたのかを質するものである。その点を踏まえて答弁されたい。

6 麻生総理は、三人の元豪州兵捕虜が求める、①「苦しんだ人道に反する処遇及び従事した強制労働に対する謝罪」、②「過去六十四年にわたり、捕虜に対して歴史上の真実を無視してきたことへの謝罪」、③「世界の規範にそつて、歴史上の不義を償う金銭補償の給付」のそれぞれに対して、どう対応する考えなのか。

六 「九について」の答弁について

1 これまで元欧米連合国側捕虜との交流事業の中で、オランダ、イギリスなどに比べ米国の元捕虜及びその家族への扱いが異なってきた理由は何か。

2 「平成二十一年度予算案の中で、米国の元捕虜およびその家族を対象とする事業を外している理由は何か」との前回の質問に対して、前回政府答弁書において、「お尋ねについては、その対応について、引き続き慎重に検討しているところである」とある。麻生総理とオバマ米国大統領との会談の時期に合わせ、前向きな政策転換を期待するが、政府の見解はいかがか。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤田幸久君提出戦時中の連合国捕虜使役問題に関する第三回質問に対する

答弁書

一の1について

現在までの調査において、外交史料館に保管されている終戦前の外交記録の中に「麻生鉱業」が明記された文書及び御指摘の「一九四五年八月に河辺虎四郎陸軍中将がマニラで連合軍司令部に提出した文書」は確認されていない。

一の2について

現在までの調査において、外交史料館に保管されている終戦前の外交記録の中に、「在敵国居留民関係事務室」が関係していると考えられる連合国側からの抗議に関する文書の一部が確認されている。

一の3について

現在までの調査において、外交史料館に保管されている「終戦連絡事務局」が作成した捕虜に関する文書資料等として、連合国側からの抗議に関する「抗議事件関係資料」及び「終連管理部執務報告第一号」のうち「第四、俘虜抑留者」が確認されている。

二について

お尋ねの主管部局については、事項の内容及び相手国等によって様々であるため政府として一概にお答えすることは困難である。

三の1について

在豪州日本国大使館及び在豪州日本国総領事館が保管する豪州人元捕虜に関連する資料の中から、お尋ねの手紙等について網羅的に調査することは困難であるため、お答えすることは困難である。

三の2について

お尋ねの「痛切な反省と心からのお詫び」については、我が国が、かつて、元捕虜を含め、旧連合国諸国を含む多くの国々の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたことにつき、一般的に率直なお詫びの気持ちを表明したものであり、対象とする行為を特定したものではない。いずれにせよ、政府としての認識は、平成七

年八月十五日及び平成十七年八月十五日の内閣総理大臣談話等において示されてきているとおりである。

三の3について

先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣参質一七一第三六号)三の5についてでお答えしたとおりである。

三の4について

お尋ねについては、一概に確定的なことを述べるのは困難である。

四の1について

政府としては、御指摘の報道について、麻生外務大臣(当時)に報告されたかどうかは確認できなかった。

四の2について

御指摘の事実を在豪州日本国大使館及び在豪州日本国総領事館が最初に認識した時期を確定的にお答えすることは困難であるが、例えば、平成十八年五月に旧麻生鉱業で労働していた豪州人元捕虜に言及した報道及び平成十八年七月に豪州人元捕虜のインタビューに言及した報道が、公電にて報告されている。

四の3について

お尋ねの手紙については、現在対応を検討しているところであり、返書は送付していない。

アーサー・ギガー氏からの手紙は内閣総理大臣官邸において接受したが、現在対応を検討しているところであり、これに対する返書は送付していない。

四の4について

政府としては、お尋ねの文書については、麻

生外務大臣(当時)が受け取ったことは確認できなかった。また、御指摘の「村松秘書」が、当時、お尋ねの文書を受け取っていたかについては政府としてお答えする立場にない。

五の1について

お尋ねについては、一概に確定的なことを述べるのは困難である。

五の2について

お尋ねの「連合国捕虜の供託金」の存在については、承知していない。

五の3について

先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣参質一七一第三六号)八の3について述べたとおり、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題は、政府としては、日本国との平和条約(昭和二十七年条約第五号。以下「サンフランシスコ平和条約」という。)及びその他の関連する条約等に従って誠実に対応してきたところであり、これら条約等の当事国との間においては、お尋ねの点を含め、法的に解決済みである。

五の4について

旧麻生鉱業における労働に対する労賃の支払状況については、政府としては承知していない。

五の5について

お尋ねについては、一概に確定的なことを述べるのは困難である。

五の6について

先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣参質一七一第二二号)三の2及び3について述べ

たとおり、我が国は、かつて植民地支配と侵略によつて、元捕虜を含め、旧連合国諸国を含む多くの国々の人々に対して多大の損害と苦痛を与えたとの歴史の事実を謙虚に受け止め、痛切な反省と心からのお詫びの気持ちを、これまで様々な機会に表明してきている。

一方、我が国としては、先の大戦に係る賠償並びに財産及び請求権の問題については、サンフランシスコ平和条約及びその他関連する条約等に従つて誠実に対応してきたところであり、これらの条約等の当事国との間では、個人の請求権の問題も含め、法的に解決済みである。

我が国としては、関係諸国との信頼関係を一層強化するため、引き続き誠実に対応していく所存である。

六について

お尋ねについては、その時々において、政府としての対応を検討してきており、米国の元捕虜等については、先の答弁書(平成二十一年二月十七日内閣参賛一七一第三六号)九についてお答えしたとおりである。

かんぼの宿等の売却に関する第三回質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月十九日

川上 義博

参議院議長 江田 五月殿

平成二十一年三月四日 参議院会議録第十号

質問主意書及び答弁書

かんぼの宿等の売却に関する第三回質問主意書

先に私が提出した、かんぼの宿等の売却に関する再質問に対する答弁書(内閣参賛一七一第三五号)を受け取った。しかし、この答弁書によつても、今回のかんぼの宿等の売却に関して、なお疑問点が残ることから、以下、更に質問する。

一 本答弁書では、日本郵政株式会社がかんぼの宿等七十施設を一括売却する方針を決定したことについて、総務省は、日本郵政株式会社から平成二十年一月二十五日に情報の提供を受けたとしている。

しかし、平成二十一年一月二十八日の民主党・総務部門会議において、日本郵政株式会社は、平成二十年十一月二十五日、十二月五日及び同月二十二日に総務省に対し売却手続について相談した旨報告している。

平成二十年十二月二十六日まで、総務省は何ら指導・監督をしていないにもかかわらず、本年二月四日以降に報告を求めた理由は何か。

二 首都圏住宅九施設のうち、ゆうばうとの従業員はどの社宅に居住しているのか。

また、日本郵政株式会社の宿泊事業部門でメルパルクを担当している従業員は、現在この九社宅に居住していないとの答弁だが、将来的にもこの九社宅に居住する可能性はないのか。可能性があるならば、今回の売却の対象としたことは不適切であると考えるが、政府の見解を示された。

三 今回の事業譲渡の対象となつていた従業員の数を各施設及び事業本部別に明らかにされた

い。

四 規制改革・民間開放推進会議第一次答申の中では、「いまだに国、独立行政法人等が管理・運営する既存の公的宿泊施設等については、民間との競合や非効率性を一刻も早く解消すべく、廃止、売却等の民間委譲、又は包括的な民間委託を速やかに図るべきである」とされている。ここでのいう「公的宿泊施設等」には、かんぼの宿は含まれていないと解釈しているのか。含まれていないと解釈している場合、かんぼの宿が、郵政省、簡易保険福祉事業団、日本郵政公社及び日本郵政株式会社により運営されてきたことをどう考えているのかを含め、その理由を明らかにされたい。

五 「百年に一度」と言われる経済の危機的状況において、総務省は、日本郵政株式会社に対し、平成二十年四月一日の売却方針について、売却の中止、一時凍結等、何らかの指導を行ったのか。行わなかった場合、その理由を明らかにされたい。

六 「六について」の答弁について
1 第一次入札における入札額のうち、「百七十五億円から二百二十億円まで」及び「百九十五億円から二百四十五億円まで」とはどういう意味が不明である。より詳細に説明された。

2 オリックス不動産株式会社は、第一次入札において「百九十五億円から二百四十五億円まで」と提示したにもかかわらず、最終入札において百八億八千六百万円を入札額としたのはなぜか。ゆうばうと世田谷レクセンダー

を売却対象から除外したこととの関係を含め、明らかにされたい。

3 応募した二十七社のうち、五社はなぜ第一次入札への参加を認められなかったのか。第一次入札への参加を認められた二十二社のうち、十五社がなぜ入札を行わなかったのかとあわせて明らかにされたい。

4 かんぼの宿等の「継続的な経営」とはどの程度の期間を想定していたのか。平成二十一年二月十日の参議院総務委員会において佐々木英治日本郵政株式会社専務執行役は、二年間の転売禁止条項がオリックス不動産株式会社の契約書に設けられていると答弁している。同条項によれば、二年間経過すれば、かんぼの宿等を転売し、事業を継続しなくともよいこととなる。「継続的な経営」とは二年程度で差し支えないことをすべての応募企業に周知していたのか。

七 当時の竹中平蔵郵政民営化担当大臣は、自らの著書『構造改革の真実 竹中平蔵大臣日誌』(日本経済新聞社刊 平成十八年十二月)において、「メルパルクホールや簡保の宿など、本来の仕事つまりコア業務ではない(したがって競争力もない)ものは、資産を処分して撤退するべきだと判断した」(百七十七ページ)、「後で準備室の幹部に言われたことだが、大臣が法案作成にこれだけ直接かつ詳細に係わつたのは前代未聞のことだつたようだ。通常は、官僚任せの仕事なのである。(中略)後に民営化法案をめぐって記録的長時間の国会審議を行うことになるが、その厳しい質問に耐えられたのも、私自

身が法案作りに直接かつ詳細に係わっていたからであった。(百八十ページ)と述べている。これは、平成二十一年二月十日の参議院総務委員会においても取り上げられた。この記述及び平成二十一年二月五日の衆議院予算委員会における振角秀行内閣官房郵政民営化推進室長の答弁から、かんぼの宿等の譲渡又は廃止の発案者は竹中大臣であったと考えてよい。

また、かんぼの宿等の日本郵政公社からの承継先として日本郵政株式会社が適当と判断した理由を明らかにされたい。

八 郵便局株式会社が売却した沖縄県那覇市おもしろまち二丁目の不動産について、平成十一年に郵政省が取得した際の価格はいくらだったのか。

郵便局株式会社による売却に応募した十社のうち、オリックス・アルファ株式会社以外の九社が入札額を提示しなかった理由は何か。一社しか入札しなくとも競争入札といえるのか。

九 国営の金融機関が民営化された場合、諸外国においてはどのような外資規制が行われているのか。

日本においてもNTTについては外資規制があるが、日本郵政グループについてはどうか。外資規制を行っているのか、行っていない場合はその理由を明らかにされたい。

十 郵政民営化前は竹中郵政民営化担当大臣がアメリカの保険組合の幹部と数十回会っていたとのことである。民営化後、かんぼ生命保険会社の役員等はアメリカの保険関係者と会談したことはあるか。

また、ゆうちょ銀行の役員等はアメリカの金融関係者と会談したことはあるか。政府の把握しているところを示されたい。

平成二十一年二月二十七日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員川上義博君提出かんぼの宿等の売却に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員川上義博君提出かんぼの宿等の売却に関する第三回質問に対する答弁書

一について

今回の譲渡については、平成二十年一月二十五日から同年十二月二十二日までの間、日本郵政株式会社(以下「会社」という)から、売却手続の進捗状況に関する情報の提供はあったが、売却手法全般の妥当性を判断するに足る具体的な情報の提供はなかったことから、本年一月九日以降、総務省より会社に対し、数度にわたり聴取事項を提示し説明を求めた。しかし、これに対する回答内容が不十分であったため、本年二月四日、日本郵政株式会社法(平成十七年法律第九十八号)第十五条第一項の規定に基づく報告を求めたものである。

二について

会社によると、ゆうばうとの従業員は、それぞれ宮前平住宅、大倉山住宅及び五反田住宅に居住しているとのことである。

会社によると、売却手続を進めていた時点で、メルパルクを担当している従業員は首都圏社宅九施設には居住しておらず、売却後に居住することも想定されていなかったが、今後は、その可能性を否定できないとのことである。いづれにせよ、首都圏社宅九施設を含む今回の一括譲渡の妥当性については調査を行う必要があると考えており、一について述べた会社からの報告の精査を含め、現在、調査を行っているところである。

三について

会社によると、従業員(正社員及び期間雇用社員)の数は、かんぼの宿小樽は四十五人、かんぼの宿十勝川は五十三人、かんぼの宿一関は二十三人、かんぼの宿横手は二十七人、かんぼの宿松島は六十四人、かんぼの宿郡山は四十七人、かんぼの宿いわきは八十五人、かんぼの宿大洗は七十八人、かんぼの宿潮来は七十六人、かんぼの宿塩原は四十七人、かんぼの宿栃木喜連川温泉は三十人、かんぼの宿草津は四十九人、かんぼの宿磯部は三十八人、かんぼの宿寄居は三十八人、かんぼの宿鴨川は六十六人、かんぼの宿旭は九十二人、かんぼの宿勝浦は二十人、かんぼの宿青梅は八十八人、かんぼの宿箱根は三十一人、かんぼの宿石和は二十四人、かんぼの宿柏崎は零人、かんぼの宿諏訪は十八人、かんぼの宿熱海は百四十六人、かんぼの宿修善寺は四十七人、かんぼの宿伊豆高原は百三人、かんぼの宿富山は五十六人、かんぼの宿山代は三十二人、かんぼの宿福井は二十八人、かんぼの宿焼津は四十人、かんぼの宿浜名湖三ヶ日は四

十六人、かんぼの宿三ヶ根は二十四人、かんぼの宿知多美浜は三十七人、かんぼの宿恵那は四十一人、かんぼの宿岐阜羽島は四十一人、かんぼの宿鳥羽は三十九人、かんぼの宿熊野は二十九人、かんぼの宿彦根は百人、かんぼの宿舞鶴は零人、かんぼの宿富田林は八十六人、かんぼの宿大和平群は八十九人、かんぼの宿奈良は百三人、かんぼの宿白浜は五十二人、かんぼの宿紀伊田辺は八十人、かんぼの宿有馬は三十四人、かんぼの宿赤穂は百二十二、かんぼの宿淡路島は二十人、かんぼの宿皆生は十七人、かんぼの宿美作湯郷は六十四人、かんぼの宿竹原は十七人、かんぼの宿光は二十五人、かんぼの宿湯田は八十人、かんぼの宿観音寺は五十四人、かんぼの宿坂出は十七人、かんぼの宿徳島は十九人、かんぼの宿道後後二十九人、かんぼの宿伊野は五十六人、かんぼの宿北九州は二十二、かんぼの宿柳川は六十一人、かんぼの宿島原は零人、かんぼの宿別府は十六人、かんぼの宿日田は二十五人、かんぼの宿山鹿は二十一人、かんぼの宿阿蘇は七十一人、かんぼの宿日南は二十二、那覇レクセスターは十八人、かんぼの宿酒田は五十二人、かんぼの宿白山尾口は零人、かんぼの宿庄原は零人、かんぼの宿宇佐は零人、ラフレさいたまは六人、本社宿泊事業部は八十七人、担当区域内における宿泊施設の業務の推進、連絡及び調整等を行うサポートセンターは六十五人とのことである。

四について

規制改革・民間開放推進会議の「規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申」(平成十六

年十二月二十四日)において、お尋ねの「公的宿泊施設等」の定義や範囲は示されていないが、旧簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第一百一条の加入者福祉施設(以下「かんぼの宿」という。)は、当時、日本郵政公社によって運営されており、一般論としては、公的宿泊施設に該当するものと考えている。

五について

一について述べたとおり、平成二十年一月二十五日から同年十二月二十二日までの間、会社から売却手続の進捗状況に関する情報の提供はあったが、売却手法全般の妥当性を判断するに足る具体的な情報の提供はなかったため、売却中止、一時凍結等の指導は行っていないが、本年一月九日以降、現在の経済情勢の下で譲渡を行うことの妥当性等も含め、会社に説明を求めてきたところである。

六の1について

「百七十五億円から二百二十億円まで」及び「百九十五億円から二百四十五億円まで」と二社が提示した根拠等については、一について述べた会社からの報告の精査を含め、現在、調査を行っているところである。

六の2について

会社によると、会社が第二次入札の段階で譲渡対象事業に関する詳細な情報を開示したことから、第二次入札参加者が対象事業の詳細調査を行ったこと、及び、ゆうばうと世田谷レクセントアが屋内外のスポーツ設備を中心とする施設であり、宿泊を中心とする他のかんぼの宿と施設の特徴が異なり、事業価値に直結するネットワーク性との関連が低い、高い評価がで

きないとの考えが第二次入札に参加した二社より示されたことから、会社が同センターを譲渡対象から除外することとしたこと等の結果であると考えているとのことである。

いずれにせよ、第一次入札から最終入札に至る入札手続については、途中で対象施設が変更される等、不明瞭な点があることから、一について述べた会社からの報告の精査を含め、現在、調査を行っているところである。

六の3について

お尋ねの「五社はなぜ第一次入札への参加を認められなかったのか」及び「十五社がなぜ入札を行わなかったのか」については、一について述べた会社からの報告の精査を含め、現在、調査を行っているところである。

六の4について

会社によると、かんぼの宿の「継続的な経営」について明確な期間の想定はしていなかったが、事業の発展的かつ継続的な運営を確保する手段の一つとして、事業譲渡に当たり会社分割により設立される新会社の株式、事業及び資産を、少なくとも二年間は、会社の承諾なく譲渡してはならないこととする条件を、第二次入札参加者に対して提示したとのことである。

しかしながら、こうした考えを他の応募企業に周知していたかどうかを含め、詳細については不明瞭な点があることから、一について述べた会社からの報告の精査を含め、現在、調査を行っているところである。

七について

お尋ねの「発案者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、かんぼの宿を処分するよ

うにとの指示を下したのは当時の竹中郵政民営化担当大臣である。

また、かんぼの宿の日本郵政公社からの承継先については、かんぼの宿を譲渡又は廃止する際には雇用に配慮するとともに、これを譲渡又は廃止するまでの間に損失が生じた場合当該損失を処理する必要がある、こうした問題には日本郵政グループ全体で対応することが適切であると考えられることから、グループ全体の経営管理を行う会社としたものである。

八について

沖縄県那覇市おもろまち二丁目に所在する土地について、平成十一年に当時の郵政省が取得した際の価格は、五十五億二千五百万円である。

会社によると、会社のホームページにおいて公募を行い、十社から応募があったが、結果的に、入札額の提示は二社のみからであったとのことである。郵便局株式会社において、入札額を提示しなかった九社から聴取したところでは、建設費の高騰、不動産市況の悪化等により、十分な収益性が見込めなかったため、入札額の提示に至らなかったとのことである。

九について

国営の金融機関が民営化された場合、諸外国においてどのような外資規制が行われているかについて、政府としては、承知していない。

会社については、日本郵政株式会社法第二条の規定により、政府が、常時、会社の発行済株式の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならないこと及び同法に総務大臣によ

る監督規定を設けていることにより、会社の経営の安定、適正な業務の遂行を確保できると考えられるため、外資規制を行っていない。

郵便事業株式会社及び郵便局株式会社については、会社にすべての株式の保有を義務付けており、外国資本を含め、会社以外の者が両社の株式を取得することはできない。

郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)第九十四条に規定する株式会社をいう。以下同じ。)及び郵便保険会社(郵政民営化法第二百六十六条に規定する株式会社をいう。以下同じ。)については、その経営の効率性を高めるため、会社法(平成十七年法律第八十六号)に基づく株式会社として設立されており、外国資本を含めた買収に対する防衛策については、必要に応じ、同法の規定を踏まえた対応が可能である。また、世界貿易機関を設立するマラケ

シユ協定(平成六年条約第十五号)附属書一Bのサービスの貿易に関する一般協定第十六条第二項の規定により、我が国は、金融サービスに関し外国資本の参加の制限を行ってはならない義務を負っている。以上のことから、郵便貯金銀行及び郵便保険会社に対し外資規制を行っていない。

十について

政府としては、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の役員が御指摘のアメリカの関係者と会談したことがあるかどうかについては、把握していない。

障害者基本法改正に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十日

参議院議長 江田 五月殿 谷 博之

障害者基本法改正に関する質問主意書

障害者基本法は二〇〇四年改正の際、施行後五年目の見直しが附則により規定されており、今年はその年に当たる。この規定を踏まえ、政府は障害者施策推進本部の下に設置した障害者施策推進課長会議において、昨年六月から、同年五月に発効した障害者の権利に関する条約(仮称(以下、「障害者権利条約」という。))の締結に当たって必要と考えられる改正事項を検討し、同年十二月に同課長会議が取りまとめた「障害者施策の在り方についての検討結果について」(以下、「検討結果」という。))の中で八項目として公表した。しかしその中には、その過程で聴取した障害のある人からの意見や当事者団体からの意見書・要望書の内容がすべて取り上げられているわけではない。検討結果の本文でも、「これらの意見の中には、障害者権利条約の締結に当たって必要と考えられる改正事項(中略)には該当しないものも含まれている」と述べている。そこで以下、質問する。

一 検討結果において表3に整理した「障害者基本法に係る障害のある人等からの意見」のうち、障害者権利条約の締結に当たって必要と考えられる改正事項には該当しないものは具体的にどの意見か。八項目以外すべてであるとい

た回答をせずに、すべて特定して列挙された

二 一で列挙された意見毎に、それがなぜ障害者権利条約の締結に当たって必要と考えられる改正事項には該当しないと考えるのか、その根拠を逐一明らかにされたい。

平成二十一年三月三日

参議院議長 江田 五月殿 内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議員谷博之君提出障害者基本法改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷博之君提出障害者基本法改正に関する質問に対する答弁書

一について

障害者施策推進課長会議が平成二十年十二月二十六日に取りまとめた「障害者施策の在り方についての検討結果について」中「表三 障害者基本法に係る障害のある人等からの意見」のうち、障害者の権利に関する条約(仮称(以下「本条約」という。))の締結に当たって障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)を改正することが必要と考えられる事項に必ずしも該当しないものは、「障害者の定義」、「基本的理念」、「国及び地方公共団体の責務、国民の責務」、「施策の基本方針」、「医療・介護等」、「職業相談、雇用の促進等」、「情報の利用におけるバリアフリー化」、「相談等」、「障害の予防」、「障害者施策推進協議会」及び「その他」の各欄に掲げている意見であると考えている。

二について

本条約が締約国に一定の裁量を認めていると考えられること、社会権的権利については漸進的実現を許容していること等にかんがみ、一について述べた各欄に掲げている意見は、いずれも、本条約上少なくとも締結時に実現していることが求められているものには必ずしも当たらないと考えている。

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第百四条に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿 峰崎 直樹

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第百四条に関する質問主意書

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成二十年十二月二十四日閣議決定。以下「中期プログラム」という。))と、政府が今国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案(以下「法案」という。))附則第百四条について、以下の通り質問する。

なお、答弁にあたっては、質問番号を束ねて粗く答弁するのではなく、質問番号ごとに答弁されたい。また、答弁できない項目がある場合は、質問項目ごとに、その詳細な理由を明らかにされたい。

一 中期プログラムの「Ⅲ. 税制抜本改革の全体像」中「1. 税制抜本改革の道筋」の(1)に記載された事項と、法案の附則第百四条第一項及び第二項に記載された事項の違いについて、表記の変更部分・違いが明確に分かるように政府の見解を示されたい。同時に表記が変更されている場合は、その理由も示されたい。

二 中期プログラムの「Ⅲ. 税制抜本改革の全体像」中「2. 税制抜本改革の基本的方向性」の(1)から(8)までの記載と、法案附則第百四条第三項の第一号から第八号までの記載の違いについて、表記の変更部分・違いが明確に分かるように政府の見解を示されたい。同時に表記が変更されている場合は、その理由も示されたい。

三 法案附則第百四条第一項の「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」とは、年金・医療・介護・少子化それぞれについて「何のために要する費用」であり、また「どの程度の費用」を想定しているのか、政府の見解を示されたい。同時に、「費用の見通し」は、政府部内などの部署で算定を行い、いつまでに明らかにするのかを示されたい。

四 法案附則第百四条第一項の「平成二十年度を含む三年以内」とは、「平成二十二年年度まで」という理解で良いか、政府の見解を示されたい。

また、「経済状況の好転」の基準は何か。具体的な経済指標を基準とするのか。見解を明らかにされたい。

「経済財政の中長期方針と10年展望」の付属資料では、基本的なケースとして平成二十二年度の実質経済成長率は一・五％、平成二十三年度の実質経済成長率は一・四％と試算されているが、この経済成長率は基準もしくは目安となると考えているのか、政府の見解を明らかにされたい。

五 「消費税を含む税制の抜本的な改革」の実施について、法案附則第四百四条第一項では、中期プログラムにはない「遅滞なく、かつ、段階的に」という文言が挿入されているが、その理由は何か、政府の見解を示されたい。

六 法案附則第四百四条第一項には「平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずる」とあるが、これは「平成二十三年度中に法制上の措置を講じて、平成二十三年度中に施行する」ということも含むのか。政府の見解を明らかにされたい。

七 法案附則第四百四条第一項に言う「持続可能な財政構造を確立」とは、具体的にどのような状況を指すのか。政府の見解を明らかにされたい。

八 前記六について、平成二十三年度までに「法制上の措置」を講じなかった場合、これは法律違反となるのか。政府の見解を明らかにされたい。

九 法案附則第四百四条第二項において、「改革を

具体的に実施するための施行期日等を法制上定める」として、実施時期を別法で定めることとした理由を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員峰崎直樹君提出持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第四百四条に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員峰崎直樹君提出持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」と所得税法等の一部を改正する法律案附則第四百四条に関する質問に対する答弁書

一及び二について

「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」(平成二十年十二月二十四日閣議決定。以下「中期プログラム」という。)の該当部分と平成二十一年一月二十三日に第七十一回国会に提出した所得税法等の一部を改正する法律案(以下「所得税法等一部改正法案」という。)附則第四百四条との差異は別添のとおりであり、当該差異は、中期プログラムの趣旨をより明確にしつつ、法制上の理由により技術的な変更を加えたことによるものである。

三について

所得税法等一部改正法案附則第四百四条第一項に規定する「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用」とは、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策のために要する公費負担の費用である。その費用の見通しについては、今後の社会保障に係る改革の動向等も踏まえつつ、関係する府省が連携しながら、消費税を含む税制の抜本的な改革に係る必要な法制上の措置を講ずるまでに、お示しすることになるものと考えており、その費用の程度について、現時点でお示しすることは困難である。

四について

所得税法等一部改正法案附則第四百四条第一項に規定する「平成二十年度を含む三年以内」とは、平成二十二年までの期間を指すものである。また、「経済状況の好転」については、種々の経済指標を考慮した上で、総合的に判断していくこととなるものと考えている。

なお、御指摘の資料は、平成二十一年一月十六日に内閣府が経済財政諮問会議に審議の参考として提出したものであり、経済及び財政に関する様々な想定の下に行った複数の試算が示されているが、政府としては、経済状況の好転に関する具体的な判断の基準として当該試算を念頭に置いてはいるわけではない。

五について

お尋ねの「遅滞なく、かつ、段階的に」という文言は、中期プログラムの趣旨をより明確にす

るために挿入したものである。

六について

所得税法等一部改正法案附則第四百四条第一項の規定により平成二十三年度中に法制上の措置を講じ、同年度中に当該措置を施行するということもあり得るものと考えている。

七について

「経済財政の中長期方針と10年展望」(平成二十一年一月十九日閣議決定)においては、「国・地方の債務残高対GDP比の発散を止め、安定的に引き下げることを確保することは、財政の持続可能性を確保する上で極めて重要な規程である。団塊世代がすべて年金受給者となる二〇一〇年代半ばまでにこれを達成するとの目標に向けて、適切な経済財政運営を行っていく。」としているところであり、お尋ねの「持続可能な財政構造を確立」は、こうした規程が達成されるような状況を指すものである。

八について

所得税法等一部改正法案附則第四百四条第一項においては、「平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする」とされていることから、当該措置を講じなかった場合には、この規定に違反したことになると考えている。

九について

経済状況の好転が消費税を含む税制の抜本的な改革を行うための前提であることから、その見通しが立たないような場合には消費税を含む税制の抜本的な改革の具体的な内容を定める法案について、その施行期日等を別の法律で定めることもあるものと考えている。

別添

(注) 左欄と右欄との表記の差異について、右欄において下線を付したものである。

中期プログラム「Ⅲ. 税制抜本改革の全体像」中「1. 税制抜本改革の道筋」の(1)及び「2. 税制抜本改革の基本的方向性」の(1)から(8)まで	所得税法等の一部を改正する法律案附則第104条
1. 税制抜本改革の道筋 (1) 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。	附 則 (税制の抜本的な改革に係る措置) 第四百条 政府は、<u>基礎年金の国庫負担割合の二分の一への引上げのための財源措置並びに年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用の見通しを踏まえつつ、平成二十年度を含む三年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ、段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、平成二十三年度までに必要な法制上の措置を講ずるものとする。この場合において、当該改革は、二千十年代(平成二十二年から平成三十一年までの期間をいう。)の半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものとする。</u> 2. <u>前項の改革を具体的に実施するための施行期日等を法制上定めるに当たっては、景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとするものとし、当該改革は、不断に行政改革を推進すること及び歳出の無駄の排除を徹底することに一段と注力して行われるものとする。</u>

2. 税制抜本改革の基本的方向性

- (1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。
- (2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。
- (3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算・決算において明確化した上で、消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組を行うことにより低所得者の配慮について検討する。
- (4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。
- (5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。
- (6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税

3 第一項の措置は、次に定める基本的方向性により検討を加え、その結果に基づいて講じられるものとする。

- 一 個人所得課税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、各種控除及び税率構造を見直し、最高税率及び給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組みその他これに準ずるものをいう。）の検討を含む歳出面も合わせた総合的な取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討すること並びに金融所得課税の一体化を更に推進すること。
- 二 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。第五号において同じ。）の拡大とともに、法人の実効税率の引下げを検討すること。
- 三 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額が制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用に充てられることが予算及び決算において明確化されることを前提に、消費税の税率を検討すること。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組を行うことにより低所得者への配慮について検討すること。
- 四 自動車関係諸税については、簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税

の適正化を図る。 (7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。 (8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。	率(租税特別措置法及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則に基づく特例による税率をいう。)を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討すること。 五 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベース、税率構造等を見直し、負担の適正化を検討すること。 六 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上及び課税の適正化を図ること。 七 地方税制については、地方分権の推進及び国と地方を通じた社会保障制度の安定財源の確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進めること。 八 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化(環境への負担の低減に資するための見直しをいう。)を推進すること。
--	---

食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問主意書

水俣病が食中毒事件としてどのように対処されたのか、事実関係及び法解釈を明確にするために、平成二十一年一月十九日に質問主意書(第一七一回国会質問第一〇号)を提出したところ、同月二十七日に質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七一第一〇号。以下、「答弁書」という。)を受領したが、いまだ事実関係が明確ではないので、以下のとおり再度質問する。

一 政府は、水俣病事件について、食中毒事件と認識した時期は昭和三十四年十一月十二日としている。しかし、厚生省公衆衛生局環境衛生部食品衛生課編の「昭和三十一年全国食中毒事件録」によれば、「水俣病」は、「発生年月日 昭和二十八年十二月〇日昭和三十一年十二月」と記述している。この点については、答弁書で、「記述されている事件のすべてについて、その記述の時点において食中毒事件であると認識していたわけではなく、水俣病については、当該刊行物中の都道府県別食中毒一覧に収載していないことから明らかなように、昭和三十一年十二月

の時点において食中毒事件であると認識していたわけではない。」と答弁している。

しかし、当該刊行物の名称は「全国食中毒事件録」とされているので、当該刊行物に収載されているものはすべて食中毒事件との認識で収録しているのが当然ではないか。もし、仮に、「全国食中毒事件録」としておきながら食中毒事件以外の事件をも収載しているとすれば、その収載の判断基準を明らかにされたい。

また、食中毒事件以外の事件でありながら当該刊行物に収載している事件が水俣病以外にあるとすれば、その事件を摘示されたい。

二 当該刊行物で、水俣病事件は第三篇「主要食中毒事件の概要」に収載されている。となると、政府の認識としては、当該刊行物の第一篇「都道府県指定都市別食中毒一覧」に収載されている事件はすべて食中毒事件であるが、第三篇「主要食中毒事件の概要」に収載されていても、この第三篇には食中毒事件ではないものも収載されているということになるが、おかしくはないか。第三篇「主要食中毒事件の概要」に収載されている事件は、食中毒事件の中でも重要と思われる事件を収載しているのではないか。

三 当該刊行物の「緒言」に、「第一篇において昭和三十一年分に発生した食中毒の都道府県指定都市別一覧表をのせ」とあるとおり、当該刊行物は、あくまで昭和三十一年に発生した食中毒事件を収載しているのではないか。同「緒言」にもあるように、「昭和二十八年から昭和三十一年にわたって熊本県水俣地方で」発生した水俣

病は、要するに複数年にわたる食中毒事件であるため、第一篇「都道府県指定都市別食中毒一覧」の収載から除外していたのではないか。

四 当該刊行物の「序文」には、昭和三十三年三月付で「厚生省公衆衛生局長」名の記載があり、また「緒言」には同月付で「厚生省公衆衛生局環境衛生部食品衛生課長」名の記載がある。加えて、この「緒言」の中ではわざわざ「化学物質による食中毒についても注意を払いたい。(中略)昭和二十八年から昭和三十一年にわたって熊本県水俣地方では所謂『奇病』が発生した。」とまで述べている。このことからすれば、どんなに遅くとも昭和三十三年三月時点で、水俣病は食中毒事件という認識があつたのではないか。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出食中毒事件としての水俣病における政府の対応に関する再質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の「全国食中毒事件録」の第三編においては、主要な食中毒事件のほか、食中毒事件でない事件であっても、飲食に起因する衛生上の

危害の発生の防止に関して重要な参考資料となるもの(以下「参考事件」という。)についても収載することとしていたものであり、そのような事件としては、水俣病以外にも、「昭和三十三年全国食中毒事件録」に収載した四エチル鉛に関する事件がある。

三について 水俣病を「昭和三十一年全国食中毒事件録」の第一編に収載しなかったのは、御指摘のような理由によるものではなく、その記述の時点において食中毒事件であると認識していなかったからである。

四について 御指摘の「緒言」は、食中毒事件だけでなく、参考事件についても注意喚起する趣旨で記載したものであり、御指摘の時点で御指摘のような認識があつたわけではない。

諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

松野 信夫

諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問主意書

国営諫早湾土地改良事業において、佐賀地方裁

判所は二〇〇八年六月二十七日、潮受堤排水門の開放を命じる判決を出したが、国は同年七月十日に控訴した。その過程で、農林水産大臣と法務大臣との間で協議があり、当時の鳩山邦夫法務大臣は昨年十月に発行されたNPO法人地球船クラブの機関誌「地球船」七号にその経緯を記した寄稿文を発表したことについて質問主意書(第一七一回国会質問第二一号)を提出したところ、平成二十一年二月六日に質問主意書に対する答弁書(内閣参質一七一第二一号)を受領した。しかし、いまだ事実関係及び法解釈が明確ではないので、以下のとおり再度質問する。

一 国が被告となった事件において、控訴するかどうかの最終的な権限は法務大臣が有すると理解して良いか。

二 最終的な権限は法務大臣が有するということがあれば、問題となっている国営諫早湾土地改良事業の所管大臣である農林水産大臣に一定の条件を付した上で控訴することは、法務大臣の権限として可能と理解して良いか。

三 前記寄稿文には以下の記述がある。

私は農水省に対して意見を述べた。要は有明海全域の生態系が重要なので、何らかの開門調査が必要であり、それを農水省が約束しない限り私は控訴しないと。

農水大臣が二度法務大臣室にみえて、徹底的に話し合い、基本的に私の考えを理解してくれた。

① 農水大臣は開門調査をする腹を決めて、そのためのアクセスを実施する。各地

の漁業者の意見をよく聞いて、開門の方を決める。

② タイラギ、クチゾコ、ムツゴロウ、ハゼクチ、キス、メカジヤ、アゲマキなど、有明海で激減している水産資源を徹底的に調査して、その再生のために万全の措置をとる。

この二点の約束をとりつけた上で、私は福岡高裁への控訴の手続きをとったのである。

政府は、本件控訴には鳩山法務大臣が指摘しているとおりの二つの約束が両大臣の協議によってなされたことを認めるか。

四 答弁書では、両大臣の二度の協議の経過及び結果についての記録は存在しない。ということであるが、両大臣の協議には「農林水産省から農村振興局長他が、法務省から大臣官房訟務総括審議官他が同席している。」のに、各人のメモも含めて、何らの記録も報告書も残していないということか。

いやしくも、控訴するかどうかという重要な行政判断をする両大臣の協議であり、しかも鳩山法務大臣によれば二つの約束をとりつけた上で控訴したことになっている。なぜ記録を残さなかったのか、その理由を明らかにされた。こうした重要な協議であっても、その記録を残さないで良いという根拠は何か。

五 両省においては、地裁判決を受けて控訴するかどうかの検討がなされたはずであり、控訴を決定するに当たっては、その旨の決定文書を作

成するのではないか。本件では両大臣の協議の結果を受けて控訴する決定がなされたわけであるから、控訴を決定した文書は存在するはずであり、その文書には前記二つの約束が記載されているのではないか。それとも政府に残されている文書の中には二つの約束の存在を示すものは一切残されていないということか。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松野信夫君提出諫早湾潮受堤防の開門等に関する再質問に対する答弁書

一 について

国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)第一条により、国を当事者とする訴訟については、法務大臣が国を代表するとされており、法務大臣は、国が被告となった訴訟において、控訴するかどうかを決定する権限を有する。

二 について

控訴に条件を付すことは、訴訟手続の安定を害するため、訴訟法上認められておらず、本件の控訴にも条件は付されていない。

三 について

先の答弁書(平成二十一年二月六日内閣参質一七一第二一号。以下「先の答弁書」という。)三についてでお答えしたとおり、平成二十年七月九日の協議を踏まえ、農林水産省において作成した農林水産大臣談話(以下「談話」という。)の案を同月十日に農林水産大臣から法務大臣に説明し、その結果を踏まえて、談話が発表されたものである。

談話に示されたとおり、漁業者、営農者、地域住民等が納得し得るような調査方法について、今後、できるだけ早期に開門調査のための環境アクセスメントを行い、開門調査を含め今後の方策について、関係者の同意を得ながら検討を進めていくとともに、有明海の再生に向けた取組をこれまで以上に拡充・強化することとし、有明海特産魚類の生息環境調査、二枚貝類及び有明海特産魚類の増養殖技術の開発などを併せて進めていくこととしている。

四 について

先の答弁書二についてでお答えしたとおり、二度の協議の経過及び結果についての記録は存在しない。

なお、談話は、平成二十年七月九日の協議を踏まえ、農林水産省において作成した談話の案を同月十日に農林水産大臣から法務大臣に説明し、その結果を踏まえて発表されたものであり、当該二度の協議の経過及び結果が反映されたものである。

五 について

御指摘の「控訴を決定した文書」が何を指すの

か必ずしも明らかではないが、本件の控訴の決定については、法務大臣が口頭で担当者に伝えたものである。

同一価値労働同一報酬に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

同一価値労働同一報酬に関する質問主意書
労働の場合における男女差別を撤廃するための取り組みは、労働行政における長きにわたる課題である。しかし、今なお就労における性別に基づく格差は多く残されており、なかでも大きな格差は労働報酬の格差である。

二〇〇八年三月一日に発表されたILOの条約勧告適用専門委員会報告(以下、「委員会報告」という。)では、日本政府に対して男女賃金格差を是正する方策を示すよう求めている。このことは、我が国では依然として性別による賃金格差や待遇の格差があること、そしてその事実に対して諸外国が注目していることを示している。実際、平成一九年度の男女の賃金格差は、男性一般労働者を一〇〇とした場合、女性一般労働者は六八・一、女性短時間労働者では四七・七しかない。また、男性では正規職員・従業者割合が八割を超えているのに対して、女性の正規職員・従業者割合は五割以下であり、多くの女性は低賃金で

不安定な非正規労働という不利な立場に置かれている。

このような性別による報酬や待遇の格差、特に女性の低賃金は、女性の自立を著しく困難にしている。近年、問題化しているいわゆるDVの問題でも、女性が自活できないために離婚等の対処ができないケースがみられる。また、母子家庭の母親は、子育てと必要な収入を得るための就労を両立することが困難な状況に置かれており、たとえ職に就くことができたとしても低賃金であることが多く、貧困状態から疲弊していく例も多い。このことは男女の平等という点で問題であるのみならず、将来の社会を担う子どもたちへの影響という観点からみた場合に、世代を超えた貧困の固定化という危険性をも孕んでいる。このような男女の報酬・待遇に格差が存在することは、我が国の憲法が保障する男女平等や健康で文化的な最低限度の生活を営む権利の侵害にもつながるため、早急な是正策が必要である。

よつて以下質問する。
一 現在の男女間の賃金格差を政府はどのように考えているのか、見解を問う。また、賃金格差は正のため、現在実施している施策内容とその目標、進捗状況を示されたい。

二 委員会報告に対して、政府はどのように対処するつもりなのか、見解を示されたい。

三 委員会報告では、労働基準法第四条が、日本が一九六七年に批准した同一報酬条約にある同一価値労働同一報酬の原則を十分に反映していないと指摘している。この指摘に対する政府の見解を問う。また、委員会報告では「委員会

は(日本)政府に対し、男女同一価値労働同一報酬の原則を規定するための法改正措置を講ずるよう求める。委員会は政府に対し、(同一報酬)条約の原則に影響を及ぼすような労働基準法第四条が規定する賃金差別に関する新たな判例の詳細な情報を提出することを求める」と要求している。この要求は労働基準法第四条の改正、および労働基準法第四条にかかわるすべての訴訟の判例の提出を求めていると理解できる。政府はこのILOの要求に対して、どのような回答を行ったのか、示されたい。

四 委員会報告では「委員会は、男女同一価値労働同一報酬の原則は必然的に、男女が行う仕事や労働を技能、努力、責任、労働環境といった客観的な要素に基づいて、比較することを含むことを強調する」と指摘しているように、性別にかかわらず、技能、努力、責任、労働環境という観察可能な四項目に基づいて報酬を決定するという、いわゆる客観的職務評価に基づく賃金決定が導入されるべきであると指摘している。このような性に中立的な客観的職務評価に基づく賃金決定について、政府の見解を示されたい。

五 政府として、質問四で述べた性に中立的な客観的職務評価に基づく賃金決定に関する調査研究、あるいは諸外国や関係機関等からの情報収集を行っているのか。行っている場合は、その内容についても明らかにされたい。

平成二十一年三月三日
内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員谷岡郁子君提出同一価値労働同一報酬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出同一価値労働同一報酬に関する質問に対する答弁書

一について

我が国における男女労働者間の賃金格差(以下「男女間賃金格差」という。)については、おおむね縮小傾向にあるが、欧米諸国と比較すると依然として大きく、その縮小のためには、より一層の取組を進める必要があるものと認識している。

具体的には、昇進等の機会の均等が十分に確保されていないこと等による職階の格差や出産等により離職する女性が多いため、これにより生じる勤続年数の格差といったことが男女間賃金格差の要因としてあると考えられることから、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)等に規定する義務を適切に履行するよう、事業主に対する指導等を行うとともに、女性のいない職務や役職へ女性を登用するといった、事実上生じている男女間の格差を積極的に縮小するための事業主の取組の推進や職業生活と家庭生活との両立を支援する施策の充実に取り組んでいるところである。

また、男女間賃金格差の縮小のためには、個別の企業において労使が賃金管理の見直し等に取り組むことが重要であることから、「男女間の賃金格差解消のための賃金管理及び雇用管理改善方策に係るガイドライン」を作成するなど、その取組を支援するとともに、男女間賃金格差の現状やその変化を取りまとめた「男女間の賃金格差レポート」を定期的に公表し、男女間賃金格差の問題について、労使団体等に対する啓発を行っている。

さらに、近年の男女間賃金格差の状況を把握するとともに、企業における賃金・雇用管理制度やその運用が男女間賃金格差に与える影響について分析し、男女間賃金格差縮小のためのより効果的な対応方策について検討を行うために、昨年六月より「変化する賃金・雇用制度の下における男女間賃金格差に関する研究会」を開催しているところである。

二について
政府としては、平成二十年三月に公表された国際労働機関(以下「ILO」という。)の条約勧告適用専門家委員会の意見については、ILOに対する次回の政府報告において、我が国の立場を明らかにする予定である。

三について
同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(昭和四十二年条約第十五号)上においては、「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬」を、「性別による差別なしに定められる報酬率」と定義して

いるところ、男女同一賃金の原則について定められた労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第四十条は、同条約上の同一価値労働同一報酬の原則を反映しているものであると認識している。
また、御指摘の委員会からの要請については、ILOに対する次回の政府報告において回答を行う予定である。

四及び五について
御指摘の客観的職務評価については、性別等による差別なしに賃金を決定するための有用な方法の一つであると認識しているが、具体的な賃金制度の導入については、個別の企業における労使の議論を踏まえてなされるべきものであると考えている。

また、お尋ねの職務評価に関する調査研究や情報収集については、現在、企業等において行われている職務評価の事例等の収集を行っているところである。

男性の育児休業取得推進に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿 谷岡 郁子

書 男性の育児休業取得推進に関する質問主意書
これまでの日本社会では、「男は仕事、女は家

庭」といういわゆる性別役割分業の風潮が強く、育児は女性の役割とされてきた。この傾向は育児休業取得でもみられる。一九九一年には男女とも職種を限定せずに労働者の育児休業取得を認める育児休業法(現在の育児・介護休業法)が成立し、また国家公務員についても同年成立した国家公務員の育児休業等に関する法律によつて民間と同様に育児休業が保障されているが、しかし現状では育児休業は女性のみが取得する傾向にある。そして、このような傾向によつて、使用者側が「女性には育児で休業すること」を理由に、女性の賃金・待遇に差をつけていることも事実である。このような事例は、政府が提唱する男女共同参画社会に相反するものであると思われる。

男女共同参画社会を実現し、男女とも平等な賃金・待遇の下で就労できる条件を整えるための施策のひとつとして、男性の育児休業の取得率を高めることで、育児負担を男女が平等に担うとともに、「育児は女性の仕事」というイメージを払拭し、育児を理由とした女性労働者に対する差別的待遇をなくすことが求められる。

よつて以下質問する。
一 少子化対策の一環として、政府は男性の育児休業取得を進めていると認識しているが、その目標値、目標年度と現在までの進捗状況を示さ

二 二〇〇八年七月一日に厚生労働省が発表した「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告書」では、数値の年度は記されていないが、男性の育児休業取得率は〇・五〇%である

一方で、取得希望率は三割にのぼると指摘している。そして、北欧のパパ・クォータ制を参照しつつ、「パパ・ママ育休プラス」など、男性の育児休業取得を促進させる方策が必要との認識を示している。政府は、この取得率と取得希望率のギャップを埋めるため、同報告書の発表以降、いかなる対応を行ったのかを示されたい。

三 パパ・クォータ制は特にスウェーデンやノルウェーなど北欧諸国において成果を上げている。それらの国では、パパ・クォータ制を利用した場合には男女ともに所得の八〇%が保障されるが、この休業中の所得保障の充実が制度の実効性に与える影響は大きいと考えられる。日本の現行制度では、育児休業中の所得保障は五〇%であるが、現在の日本の所得保障水準について、政府の見解を示されたい。また、所得保障水準と育児休業の取得率との関係性、すなわち休業中の所得保障が充実しているほど育児休業の取得率は高くなるという関係性について、政府の見解を示されたい。

四 現在、政府として、パパ・クォータ制やそれに類する制度の法制化を検討しているのか。また、法制化を検討している場合、その内容及び実効性をどのように想定しているのか、育児休業取得率の目標値と達成年度などと併せて示されたい。

五 政府が男性の育児休業取得を進めるならば、まずは男性公務員が率先して育児休業を取得すべきと考えるが、国家公務員全体と厚生労働省職員の男性の育児休業取得率を示されたい。ま

た、政府として、国家公務員が育児休業取得率を高めるためにどのような取り組みを行っているのかについても示されたい。
右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出男性の育児休業取得推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出男性の育児休業取得推進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」(平成十九年十二月十八日ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定)において、男性の育児休業の取得率について、当該決定の五年後までに五パーセント、十年後までに十パーセントとする数値目標を設定している。

また、実際の取得率は、厚生労働省が実施した調査によると、平成十七年度に〇・五〇パーセントであったものが、平成十九年度には一・五六パーセントに上昇している。

二及び四について
お尋ねについては、昨年十二月二十五日の労働政策審議会において、育児・介護休業制度の見直しについて、父母ともに育児休業を取得す

る場合に育児休業取得可能期間を延長すること等を内容とする建議が行われたところ、現在、厚生労働省において、同建議を踏まえ、一について述べた育児休業取得率の目標の達成に向け、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)の改正を検討しているところである。

また、男性の育児休業の取得促進を図るため、男性も育児に参加しやすい職場づくりにモデル的に取り組む事業主に対する助成を行うとともに、「パパの育児休業体験記」の公表や、ハンドブック「父親のワーク・ライフ・バランス」応援します!仕事と子育て両立パパ」の作成及び配布などを行い、普及啓発に取り組んでいるところである。

三について

我が国における育児休業中の所得保障については、雇用保険制度において育児休業給付を行っているところであるが、他の給付との均衡にかんがみると、給付率の引上げは困難である。

また、父親の育児休業中の所得保障水準は、育児休業取得率に一定の影響を与えるものと考えているが、平成十三年に厚生労働省が実施した「第一回二十一世紀出生児縦断調査」において、父親の育児休業について、制度はあるが取得しない理由を聞いたところ、「職場の雰囲気や仕事の状況」という回答が最も多くなっており、まずは、職場の雰囲気等の改善を図る必要があるものと考えている。

五について

国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)による育児休業の男性職員の取得率は、平成十九年度において、一般職の国家公務員全体では一・三パーセント、厚生労働省では二・一パーセントとなっている。

政府としては、国家公務員の育児休業の取得率向上のため、パンフレットの作成及び配布並びにホームページの開設等を通じて、職員に対する制度の周知、意識啓発等を進めているところである。

学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿

谷岡 郁子

学校における児童・生徒への健康教育の充実
実に関する質問主意書

今日、教育現場である学校では、児童・生徒の身体面の健康、および精神面での健康にかかわる課題に対処するためのいわば「健康教育」の拡充が求められている。教育現場が直面している課題には、いじめ、不登校、授業放棄、摂食障害、売春行為を含む性交渉、薬物依存、さらにはアレルギー疾患、虐待や両親の不和といった家庭環境に起因する問題など枚挙にいとまがない。そしてイ

ンターネットや携帯電話の普及などによる情報の氾濫はこれらの問題をより複雑化・不可視化し、解決を困難にしている。そして、養護教諭をはじめとした多くの教員が、複数の懸案を抱え、対応に苦慮しているのが実情である。このような児童・生徒が抱える身体・精神面での健康にかかわる課題を解決するためにも健康教育の基盤、特に人的基盤が拡充されなければならない。

しかし現実には、学校現場では健康教育を十分に実施するだけの教員配置、特に中心的役割を担う養護教諭の配置がなされていない。確かに現在、およそ一校に一人の割合で養護教諭が配置されている。しかし、一校に一人の養護教諭が配置されている。既に様々な課題に対処することができない状態になっている。また養護教諭の未配置校も少なくなく、複数の学校を兼務する養護教諭もあり、学校の健康教育や課題への対処に著しい不都合をもたらししている。このような状況を一刻も早く改善することが、教育行政に求められている。

よって以下質問する。

一 学校における児童・生徒の健康教育、すなわち身体・精神的な健康にかかわる課題に対処して、児童・生徒を健全に育むための教育の重要性について、政府はどのように認識しているのか、基本的立場を示されたい。また児童・生徒の身体的・精神的な健康にかかわる問題、薬物や性交渉など生活指導にかかわる問題、虐待など家庭環境にかかわる問題など多様な問題に対して、養護教諭はどのような役割を担うべきと考えているのかについて、具体的に示されたい。

二 各学校における養護教諭の必要性は非常に高く、学校教育法第三七条、第四九条および第六九条では、小中学校には養護教諭を必ず配置するように定めている。しかし、学校教育法附則第七条には「小学校、中学校及び中等教育学校には、(中略)当分の間、養護教諭を置かないことができる」とあり、実際に養護教諭が配置されていない学校も存在している。そこで、この附則はどのような事情で定められたのか説明されたい。また、「当分の間」という語でどの程度の期間を想定しているのか示されたい。

三 学校教育法第六〇条では、高等学校の養護教諭については「置くことができる」としているが、必置ではない理由について説明を求める。また、高等学校における健康教育をどのように進めていくつもりであり、そのための健康教育の基盤整備、特に人的基盤の整備についてどのように考えているのか、具体的に示されたい。

四 学校教育法第二七条を見ると、高等学校と同様に幼稚園についても養護教諭は必置とはなっていないが、幼稚園児への教育では、心身の健康に対するより慎重な配慮が求められており、養護教諭の必要性は高いと考えられる。幼稚園において、配置を義務化していない理由について説明されたい。

五 二〇〇八年一月一七日の中央教育審議会答申によると、二〇〇六年度の保健室の一日平均利用者数は小学校四一人、中学校三八人、高校三十六人であり、また当方の聞き取りによると、多い時で一日に百人を超える利用がある学校もある

り、養護教諭が児童・生徒一人一人にきめ細かな対応することは困難な状況にある。答申では「養護教諭がその役割を十分果たせるようにするための環境整備が必要」としているが、その環境整備として、養護教諭の増員と複数配置が必要と考えられる。答申でも複数配置に言及しているが、政府はこの答申をうけ、養護教諭の増員や複数配置に向けた努力を行っているのか、説明されたい。

六 現在、小学校では児童数八五一人以上、中学校では生徒数八〇一人以上の場合に養護教諭が複数配置されている。しかし、この基準に満たない学校でも児童・生徒数の多い大規模校では養護教諭の負担は大きくまた教育困難校では、保健室登校への対応など養護教諭の抱える案件は多い。現在の養護教諭の複数配置は、いかなる理由でこのような基準となっているのか、説明されたい。

七 現在、臨時教員である養護助教諭も養護教諭と同様に学校に勤務し、児童・生徒の抱える様々な課題に対応している。この様々な課題への対応は、当該児童・生徒の修学期間中続くこともあり、またその対応如何によつては当該児童・生徒のその後の将来に大きな影響を及ぼしうるため、正規の教員が責任を持って職務にあたる必要があると考える。そのためには、制度的に養護助教諭を廃止して養護教諭に一本化し、様々な課題に対応した経験を持つ養護助教諭を養護教諭として採用すべきと考えるが、政府の見解を問う。

八 親等による児童・生徒の虐待を早期に察知し、対応するためには学校だけでなく児童相談所や児童養護施設などの関係機関の充実とそれぞれの機関の連携が不可欠である。児童相談所や児童養護施設の充実と連携策についての政府の見解を示されたい。特に児童相談所の職員の確保や対応能力の向上、また民間施設も多い児童養護施設の拡充について政府の対応策を示されたい。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出学校における児童・生徒への健康教育の充実に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、薬物乱用等の問題の解決を図るため、学校における健康教育はより一層重要となると認識している。

養護教諭は、学校における救急処置、健康診断、疾病予防等の保健管理、保健教育、健康相談等の役割のほか、児童生徒の健康に関する課題への対応に当たり、学校内における学級担

任、学校医等相互間の連携や学校と医療機関等との連携が円滑に行われるよう調整を図る役割を担うなど、重要な責務を担っているものと考えている。

二について

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)附則第七条の規定は、同法制定当時の財政の状況及び養護教諭の人材確保の困難性にかんがみ、全国一律に養護教諭を必置とすることは、現実的に困難であるとの考えに基づいて設けられたものであるが、現在においても、引き続き、国・地方の財政の状況、へき地における養護教諭の人材確保の困難性等にかんがみ、小学校、中学校及び中等教育学校には、当分の間、養護教諭を置かないことができることとされているところである。

このような現状から、同条に規定する「当分の間」の期間について、現時点において、具体的に回答することは困難である。

三について

高等学校については、生徒が自主的に自らに関する保健衛生の充実向上を図ることができる発達段階に至っていることを考慮し、養護教諭を必置としないものである。

文部科学省としては、高等学校における生徒の健康に関する課題に対応するため、養護教諭の計画的な定数改善により、公立学校への養護教諭の配置の充実を図ってきているところである。また、退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして養護教諭が配置されていない高

等学校等に派遣し、生徒の健康に関する課題への対応について支援に当たらせる取組を推進しているところである。

四について

幼稚園については、幼児を保育し、幼児の健全な成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とすることから、教諭が幼児の健康に配慮することを考慮し、養護教諭を必置としないものである。

五について

文部科学省としては、公立義務教育諸学校における養護教諭の定数については、平成十三年度から平成十七年度までに、児童生徒数に応じて算定される定数に加えて、百八十八人の定数改善を行っており、平成二十一年度予算においては、これに加えて、更に四十七人の定数改善を行うこととしているところである。このほか、公立義務教育諸学校についても、三について述べたスクールヘルスリーダーの派遣に関する取組を推進しているところである。

六について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）第八条第二号に規定する養護教諭等の数の標準は、保健室における児童生徒に対する相談活動に適切に対応する必要があること等を総合的に勘案して定めたものである。

七について

養護教諭の職務は高い専門性が求められることから、それにふさわしい知識技能を身に付け

ていることが必要であり、文部科学省としては、このような知識技能を身に付けていることを必要としない養護助教諭を養護教諭として採用することができることは困難であると考えている。

八について

厚生労働省としては、都道府県等が児童相談所の職員を確保し、当該職員に対する研修を行うために必要な経費について支援しているところである。また、児童養護施設については、心理療法担当職員や家庭支援専門相談員の配置等の施設内における体制の整備が図られるよう必要な支援を行ってきたところである。

さらに、学校、児童相談所、児童養護施設等の関係機関が虐待を受けた児童等の保護や支援を連携して行うことができるよう、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会の設置を促進するとともに、その機能強化を図っているところである。

教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十一年二月二十三日

参議院議長 江田 五月殿
谷岡 郁子

教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問主意書

アトピー性皮膚炎や食物アレルギーなどのアレルギー疾患は、かねてより国民の健康にかかわる重要な問題であり、特に子どもたちの健全な成長にとっては切実な問題となっている。

アレルギー疾患には、花粉症のように新たに登場するものもあり、その患者数は年々増大している。また、食物アレルギーなどに伴うアナフィラキシーショックという生命の危険につながるものもあれば、アトピー性皮膚炎のように学業における集中力をそぐなど慢性的に日常生活に影響を与えるものもあり、その症状と個々人の生活への影響は様々である。そして、アレルギー疾患を持つ患者とその家族には、体質改善など長期にわたる対応が求められている。同時に、教育現場においても、児童・生徒の健全な成長のためにアレルギー疾患への適切な対応を早急かつ慎重に行うことが求められており、教育行政にあつては、現場で対応しなければならぬ教員のニーズに合わせた支援が求められている。

二〇〇七年四月に文部科学省が公表した「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」においても、そのリスクと教育現場における対応の必要性が指摘され、二〇〇八年には各学校にアレルギー疾患に対応する際のガイドラインが配布された。しかし、既に現場の教員からは不十分な点や不安の声も聞かれている。アレルギー疾患の中には生命の危険につながるものもあることから、常に現場でこの問題に取り組む教員の声には耳を傾け、

問題点を洗い出し、現場本位の支援をより一層充実させていく必要があると考える。

よつて以下質問する。

一 政府は、子どもたちのアレルギー疾患に対して、どの程度、問題意識を持っているのか、基本的な認識を示されたい。

二 二〇〇七年四月公表の「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」の後、二〇〇八年には文部科学省が監修した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」が各学校に配布されているが、これを含めて政府としてどのような対策を実施したのか、予算措置を含めて対応を明らかにされたい。

三 右ガイドラインでは食物アレルギーを持つ児童・生徒に対して、給食の別メニューを用意するなどの対応を示しているが、それを実施するための施設や予算の裏付けがないとの指摘もある。右ガイドラインに沿った対応を行うために、政府はどのような予算措置、人的基盤や設備の拡充を意図しているのか、示されたい。

四 アレルギー疾患については、様々な物質がアレルギーとなる可能性がある。そのため、学校で取り扱う薬物等については、特に慎重でなければならない。しかし、例えばフッ素洗口の推進者がいる地域では、フッ素の問題点などについての正しい情報が伝えられていない中で保護者の同意が求められ、その同意に基づいて学校での集団フッ素洗口が行われている。現在、児童・生徒のむし歯罹患率は減少していることからフッ素洗口を集団で行う必要性は低くなつて

おり、さらには、専門家の間でもフッ素洗口について賛否両論があることを考えると、学校でアレルギー疾患の対応を進めていくことも矛盾していると考えられる。アレルギー疾患への対応上、児童・生徒の健康のためにも「疑わしいものは用いない」という原則が採用されるべきと考えるが、現時点で政府は集団フッ素洗口についてどのように考えているのか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員谷岡郁子君提出教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員谷岡郁子君提出教育現場におけるアレルギー疾患への対応に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省としては、各学校においては、すべての学級に各種のアレルギー疾患を持つ児童生徒がいるという前提に立って健康管理や教育上の配慮に努めていく必要があると認識している。

二について

文部科学省においては、アレルギー疾患等の児童生徒の多様化する現代的な健康課題に

対応するため、平成十九年度予算において「学校・地域保健連携推進事業」として約一億百万円、「児童生徒の現代的健康課題への学校における取組に関する調査研究」として約三千五百万円、「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」として約一億二千万円を計上し、平成二十年度予算において「子どもの健康を守る地域専門家総合連携事業」として約一億千五百万円、「児童生徒の現代的健康課題への学校における取組に関する調査研究」として約二千七百万円、「子どもの健康を育む総合食育推進事業」として約二億円を計上してきたところである。また、御指摘の「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(以下「アレルギー疾患ガイドライン」という。)については、財団法人日本学校保健会が作成して各学校に配布したものであり、文部科学省としては、これに係る経費として約三千二百万円を補助している。

さらに、文部科学省においては、学校におけるアレルギー疾患への対応の充実を図るため、平成二十年十一月十七日及び同年十二月一日に教職員等を対象とした「学校におけるアレルギー疾患に対する取組に関する講習会」を開催したところである。

三について

文部科学省としては、各学校の設置者によるアレルギー疾患ガイドラインを参考とした取組を支援する観点等から、教職員等を対象とした指導参考資料の作成、学校への専門医の派遣、

公立義務教育諸学校の給食施設の整備に対する補助及び学校における食育の推進のためのモデル事業を行うこととしている。

四について

フッ化物による洗口については、高い防効果があり、安全性が確保されているものと考えているが、学校における集団でのフッ化物による洗口を実施するに当たっての留意点として、学校歯科医の管理と指導の下、教職員、保護者等がその必要性を理解し、児童生徒及び保護者の同意を得ること並びに厚生労働省が作成した「フッ化物洗口ガイドライン」を参考にし、慎重かつ適正に行うことを示しているところである。

中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十三日

亀井亜紀子

参議院議長 江田 五月殿

中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問主意書

沖縄県・沖縄市とともに内閣府が進めている中城湾港泡瀬地区埋立事業については、一昨年十二月、沖縄市長が事業の見直しを表明し、さらに昨年十一月、那覇地裁が「本件事業には経済的合理

性が認められない」として、県と市に対し公金支出の差し止めを命ずる判決をくだしたところである。しかるに内閣府沖縄総合事務局は、去る一月十五日から第一区域への浚渫土砂の投入工事を開始した。世界的にも希少な種を含む干潟の生物やサンゴを、文字通り「生き埋め」にするこの工事の強行には、現段階では正当な理由を見出すことはできず、国民各層から批判の声も強い。佐藤勉沖縄担当大臣が、一月十六日の定例記者会見において「泡瀬地区の工事につきましては、現在沖縄市が進めている土地利用計画見直しの検討状況を踏まえつつ、台風来襲等に備えた護岸の補強など、安全上必要な工事を中心に進めている」と伺っておりますし、そういうことで、必要な支援はしていくという考え方ということでございます。」と表明したことを踏まえ、以下にその発言内容の真意と政府の見解を問う。

一 現在沖縄市は土地利用計画の見直し作業を行っているが、その検討結果次第では、埋立面積や埋立地の形状、さらには用途や設計概要の変更の可能性がある。その際には、港湾計画の変更(港湾法第三条の三)やそれに伴う港湾環境影響評価(環境影響評価法第四十八条)、公有水面埋立法に基づく県知事の許可(公有水面埋立法第十三条ノ二)などの法的手続きが必要となるのであるから、埋立て工事の着工は見直し計画の策定を待つべきではないのか、見解を示されたい。内閣府は、これらの手続きを経ないままに埋立て工事に着手したことになるが、見直しが大幅なものになる際には、今後の着工はこ

れら法律に反したことになるのではないか。また見直し前の原計画によって取得した公有水面埋立免許に基づいて着工したとするのであれば、沖縄市の進めている土地利用計画の見直しを、これら法的手続きを不要とするような軽微なものにとどめるよう誘導する結果ともなり、見直し計画の経済的合理性の確保をさらに困難にさせるものと考えるが、見解を示されたい。

二 公金支出の差し止めを命じた那覇地裁判決を、県・市と一体となつて事業を進めてきた国も、重大に受け止めるべきである。国としては、いかなる対応によつて司法判断の尊重姿勢を示すつもりか。上級審においては公金の支出が認められる見込みであるという確実な根拠があれば示されたい。それが示されないのであれば、判決確定までは工事を中断して、司法判断を尊重する姿勢を示すべきではないのか、見解を示されたい。

三 那覇地裁判決が上級審でもそのまま確定する場合、その間に使われる工事費用が無駄に終わる結果となるのは明らかだから、この観点からも判決確定まで工事は見送るべきではないのか。このまま工事を続行し、結果としてそれが無駄な工事に終わった場合は、予算執行職員等の責任に関する法律に照らして、一般の工事の支出を実行した職員の処分を行うのか。その場合、佐藤大臣はどのような政治責任をとるつもりか。

四 今回着工された工事の目的について、佐藤大臣は会見において「安全上必要な工事を中心に

進めている」と述べているが、「安全上必要な工事」とは、埋立て工事とは異なる緊急避難措置という意味か。またこの発言は、「安全上必要な工事」が終了して以降は、第一区域への土砂投入埋立て工事は見送る意向を含意したものと理解してよいのか。

五 「安全上必要な工事」にはいくらの経費がかかり、いつまでに完工するのか。また平成二十一年度予算案に盛り込まれている事業費と工事内容はいかなるものか、明らかにされたい。

六 「安全上必要な工事」が必要とされる具体的な理由として、内閣府は護岸内側の砂が台風による越波で流されることを挙げるが、護岸設計時になぜ予想しなかったのか。またこれまでにそうした被害が実際にあったのであれば、被害の発生日時、砂の流出が生じた場所と量、及びそれが護岸の安全上いかなる程度の危険を及ぼしたかを資料によつて具体的に示されたい。

七 仮に砂が流出し護岸の補強が必要であつたとしても、敷設済みの砂のさらに内側に土砂を投入する今回の工法以外に、護岸を嵩上げしたり、砂をシートで覆うなど他の方法によつても護岸の補強は可能であり、土砂の投入は回避できるのではないか。直ちに工法を変更して、干潟への土砂投入をやめる考えはないか。

八 第一区域への土砂投入は、土地利用計画の見直し結果や司法判断次第では、将来保全される可能性のある区域内の生物に対して、致命的な影響をもたらすことは明らかである。サンゴなどの生息環境をこれ以上劣化させないために、

護岸を早急に開削して海水交換の促進を図るべきではないか。また土砂投入工事後、区域内のサンゴその他生物への影響にはどのようなものがあったか。調査を実施していないのであれば、中城湾港泡瀬地区環境監視委員会やその他専門家に、立ち入り調査を要請するつもりはないか。

九 泡瀬干潟の埋立ては、昨年の通常国会において全会一致で可決成立したばかりの生物多様性基本法の趣旨や、水鳥の生息地として国際的に重要な湿地の保全を目的とするラムサール条約の精神を踏みにじる行為と言わなければならないが、この点についての政府の見解を問う。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月殿

参議院議員亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員亀井亜紀子君提出中城湾港泡瀬地区埋立事業第一区域への土砂投入工事の着工に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の土地利用計画の見直しは、現在沖縄市において検討しているところであると承知しており、御指摘の法的手続は当該土地利用計画の見直しがなされた場合に必要に応じ適切に実

施されるべきものであるため、中城湾港(泡瀬地区)公有水面埋立事業(以下「本件埋立事業」という。)における第一区域への浚渫土砂の投入工事の施行について、「見直し計画の策定を待つべき」とは考えていない。

また、当該工事は公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)等に基づき適法に行つてゐるものであり、当該工事の施行が御指摘のような「誘導」を行うものとは考えていない。

二及び三について

御指摘の「那覇地裁判決」については、沖縄県及び沖縄市がこれを不服として控訴しており、いまだ確定したのではないと承知している。政府としては、お尋ねの諸点は現に係争中であるか又はそれに密接に関連する問題であるため、答弁を差し控えたい。

四について

お尋ねの「埋立て工事とは異なる緊急避難措置」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「今回着工された工事」(以下「本件工事」という。)は、泡瀬地区埋立地の護岸が完成していない現状において、護岸内側の砂が台風による越波で流失するおそれがあることから、安全上必要な護岸の補強等の工事を行っているものである。

本件埋立事業については、沖縄県知事が作成した案に基づき内閣総理大臣が決定した沖縄振興計画に位置付けられていること等から、今後もし引き続き沖縄県及び沖縄市の意向も踏まえながら、進めていく考えである。

五について

当面行う安全上必要な護岸の補強等の工事については、平成二十一年度以降に約五億円の事業費が必要と考えている。平成二十一年度予算案における当該工事の事業費に係る国費の額は、沖縄県に係る港湾整備事業の予算額約二百十九億円の内数である。

六及び七について

内閣府沖縄総合事務局においては、護岸が完成していない状態では護岸内側の砂が台風等による越波で流失するおそれがあることを護岸の設計時に想定し、これを防ぐため砂をシートで覆い、更に当該シートを安定させるため土砂で覆う工法を採用した。本件工事は当該工法に基づいて行っているものであり、現時点において工法を変更する必要はないと考えている。

お尋ねの被害については、平成十八年七月十二日に台風四号が来襲した際、護岸内側に投入されていた浚渫土砂が越波により約七十立方メートル流失するとともに、護岸本体についても護岸を構成する石材の一部が流失した。八について

本件埋立事業については、沖縄県及び沖縄市から継続して実施するよう要望されていることから、御指摘のように「護岸を早急に開削」することは、現時点において考えていない。また、本件工事は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等の法令上必要とされる手続を経て、公有水面埋立法第四十二条第一項に基づく都道府県知事の承認を受けて行っているもの

であり、お尋ねの「土砂投入工事後」における「区域内のサンゴその他生物への影響」については把握していないが、御指摘のような立入調査を要請することは予定していない。九について

本件埋立事業については、工事着手前の環境影響評価に基づき、水鳥の採餌場所である干潟域の埋立てをできる限り回避する措置を講ずるとともに、トカゲハゼの生息に配慮した工事や詳細な鳥類の監視調査等を行ってきており、「生物多様性基本法の趣旨」や「ラムサール条約の精神を踏みにじる行為」との御指摘は当たらないものと考えている。

国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年二月二十三日

糸数 慶子

参議院議長 江田 五月殿

国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問主意書

二〇〇八年十月、スペインのバルセロナで開催された国際自然保護連合（IUCN）第四回世界自然保護会議において採択された「二〇一〇年国

連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」と題する勧告（以下、「ジュゴン保護勧告」という。）に関する私の質問主意書に対する政府からの答弁書（内閣参質一七「第三四号」）を受領した。

しかし、この政府答弁は、ジュゴン勧告に対する政府の見解を示さないばかりか、勧告に示されたジュゴン保護のための行動計画の作成等に関する質問に全く答えていない。米国カリフォルニア州の地方裁判所においては、沖縄県名護市辺野古の海域で進められている米海兵隊新基地建設に対し米国政府を相手取り、同海域に生きるジュゴンを原告とした訴訟が提起され、ジュゴンの生存権としての環境保全の重要性が争われている。今回で三度目となる「ジュゴン保護勧告」は、ジュゴンの生存権に関わる極めて重要な問題と認識している。よつて以下、再質問する。

一 政府は、三度目となるジュゴン保護勧告をどのように受け止めているのか、勧告を受け入れ、勧告の履行に努めるのかどうかを含め、見解を明示されたい。

二 政府のジュゴン保護勧告の採決棄権は、勧告を無視する動きとも受け取れるが、見解を示されたい。

三 答弁書の内容からすると、新たに学者、研究者、NGOを加えた環境アセスメントの実施については否定的な見解を示している。現在実施している環境影響評価手続において、特にジュゴンへの影響についての調査、予測及び評価が十分だとする根拠を明らかにされたい。

「勧告を棄権する旨の投票理由説明」について、投票理由説明の内容を具体的に明らかにされたい。

五 ジュゴン保護勧告では政府に対し、米海兵隊新基地建設による有害な影響を回避、または緩和するための行動計画を作成し、公表することを求めている。あらためて、いつまでに行動計画を作成し、公表するのか、明らかにされたい。

六 答弁書の「五について」において、政府は「随時日米間で情報交換等を行ってきている」としているが、情報交換等の内容を具体的に明らかにされたい。

右質問する。

平成二十一年三月三日

内閣総理大臣 麻生 太郎
参議院議長 江田 五月殿
参議院議員糸数慶子君提出国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出国際自然保護連合の「二〇一〇年国連国際生物多様性年におけるジュゴン保護の促進」勧告に関する再質問に対する答弁書

一、二及び四について

我が国政府は、昨年十月の国際自然保護連合総会において、ジュゴンを含む自然環境保全の

重要性については、十分に認識しているが、普
天間飛行場代替施設建設事業については、既に
環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び
沖縄県環境影響評価条例(平成十二年沖縄県条
例第七十七号)に基づく環境影響評価手続を開
始しており、御指摘の勧告が必要であるとは考
えられないことから、本件勧告を棄権する旨の
投票理由説明を行った上で、本件勧告を棄権し
たところである。

いずれにせよ、政府としては、これらの法令
に基づき、現在実施している当該環境影響評価
手続において、ジュゴンに対する影響について
も特に配慮した上で適切に調査、予測及び評価
を行い、必要に応じ適切な環境保全措置の検討
を行うこととしている。

三及び五について

御指摘の「行動計画」の意味するところが必ず
しも明らかではないが、政府としては、国内関
係法令に基づき、現在実施している当該環境影
響評価手続において、ジュゴンに対する影響に
ついても特に配慮した上で適切に調査、予測及
び評価を行い、必要に応じ適切な環境保全措置
の検討を行うこととしている。

六について

普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影
響評価については、随時日米間で情報交換等
を行ってきたとおり、具体的には、我が国政府から
米政府に対し、当該評価の項目、手法やその
手続等について情報提供等を行ってきた。

明治三十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三〇円	本号一部 三〇円